

第七十一回国会 衆議院 建設委員會 議 録 第五号

昭和四十八年三月七日(水曜日)

午後一時十分開議

出席委員

委員長 服部 安司君

理事 天野 光晴君 理事 大野 明君

理事 田村 良平君 理事 村田敬次郎君

理事 渡辺 栄一君 理事 井上 普方君

理事 福岡 義登君 理事 小淵 恵三君

小沢 一郎君 野中 英二君

奥田 敬和君 廣瀬 正雄君

林 義郎君 渡辺 紘三君

渡部 恒三君 下平 正一君

清水 徳松君 松浦 利尚君

中村 茂君 浦井 洋君

渡辺 惣蔵君 有島 重武君

柴田 陸夫君 渡辺 武三君

北側 義一君

出席國務大臣

建設大臣 金丸 信君

國務大臣 坪川 信三君

官(總理府總務長

出席府政委員

内閣審議官 粟屋 敏信君

内閣審議官 藤井 直樹君

經濟企画庁長 下河辺 淳君

環境庁長 山形 操六君

環境庁水質保全 岡安 誠君

局長 建設大臣官房長 大津留 温君

建設省計画局長 高橋 弘篤君

建設省都市局長 吉田 泰夫君

建設省河川局長 松村 賢吉君

建設省道路局長 菊池 三男君

建設省住宅局長 沢田 光英君

自治大臣官房審 近藤 隆之君

委員外の出席者

大蔵省主計局主 藤仲 貞一君

計官 林野庁指導部長 松形 祐亮君

自治省税務局市 町村税課長 四柳 修君

建設委員会調査 室長 曾田 忠君

委員の異動

三月五日

辭任

瀨崎 博義君

同日

辭任

山原健二郎君

同日

補欠選任

瀨崎 博義君

同日

補欠選任

不破 哲三君

同日

補欠選任

渡部 紘三君

同日

辭任

田中 榮一君

同日

補欠選任

渡部 紘三君

同日

辭任

有島 重武君

三月二日

屋外広告物法の一部を改正する法律案(内閣提

出第七七号(予)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣

提出第六四号)

工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正

する法律案(内閣提出第五六号)

建設行政の基本施策に関する件

○服部委員長 これより会議を開きます。

去る二月二十日本委員会に付託されました内閣

提出、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案を

議題といたします。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六

号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項及び第三項を次のように改める。

2 公庫は、前項の場合においては、次に掲げる

資金を、それぞれ当該住宅の建設に必要な資金

にあわせて貸し付けることができる。

一 前項各号に掲げる者が住宅の建設に附随し

て新たに土地又は借地権の取得を必要とする

ときは、当該土地又は借地権の取得に必要な

資金

二 前項第三号又は第四号に掲げる者(次号に

掲げる者を除く)が住宅の建設にあわせて幼

稚園又は保護者の委託を受けてその乳児若し

くは幼児を保育することを目的とするその他の

施設(以下「幼稚園等」という)の建設を必要

とするときは、当該幼稚園等の建設に必要な

資金(幼稚園等の建設に附随して新たに土

地又は借地権の取得を必要とするときは、当

該土地又は借地権の取得に必要な資金を含

む。第三十五条の三第一項において同じ。)

三 前項第三号又は第四号に掲げる者で政令で

定める規模以上の一団地の住宅の建設をする

ものが当該住宅の建設にあわせて学校、幼稚

園、店舗その他の居住者の利便に供する施設

で政令で定めるもの(以下「関連利便施設」

という)の建設又は道路、公園、下水道その

他の公共の用に供する施設で政令で定めるも

の(以下「関連公共施設」という)の整備を

必要とするときは、当該関連利便施設の建設

に必要な資金(関連利便施設の建設に附随し

て新たに土地又は借地権の取得を必要とする

ときは、当該土地又は借地権の取得に必要な

資金を含む)又は当該関連公共施設の整備に

必要な資金(関連公共施設の整備に附随し

て新たに土地又は借地権の取得を必要とする

ときは、当該土地又は借地権の取得に必要な資

金を含む。以下同じ。)

3 公庫から貸付けを受けた第一項第三号又は第

四号に掲げる者が貸付金に係る住宅又は幼稚園

等を、公庫から貸付けを受けた同項第三号又は

第四号に掲げる者で前項第三号の政令で定める

規模以上の一団地の住宅の建設をするものが貸

付金に係る関連利便施設を、それぞれ次項の規

定による貸付けを受けて造成した土地に建設す

る場合においては、これを住宅若しくは幼稚園

等又は関連利便施設の建設に附随して新たに土

地の取得を必要とする場合とみなして、前項の

規定を適用する。

第十七条第四項第一号中「学校、幼稚園その他

の居住者の利便に供する施設で政令で定めるもの

(以下「関連利便施設」という)を「関連利便施設」に、「道路、公園、下水道その他の公共の用

に供する施設で政令で定めるもの（以下「関連公共施設」という。）を「関連公共施設に改め、（「関連公共施設の整備に附随して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合においては、土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。第三十五条の二第一項及び第三十五条の三第一項において同じ。」を削る。）

第二十条第一項を次のように改める。

第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金（同条第一項第四号に掲げる者のうち地方公共団体、地方住宅供給公社その他政令で定める者（以下「地方公共団体等」という。）以外の者に対する貸付金を除く。）の一戸当たりの金額の限度は、次の表の上欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄各項に掲げるとおりとする。

区	分	限	度
耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費（購入の場合にあつては購入価額とし、建設費又は購入価額が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下この条において同じ。）及び土地又は借地権の価額（価額が標準価額をこえる場合においては、標準価額。以下この条において同じ。）の八割五分に相当する金額	住宅の建設費及び土地又は借地権の価額の八割に相当する金額	
耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設並びにこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金			

第二十条第三項を次のように改める。

第十七条第二項又は第四項の規定による貸付金で次の表の区分の欄各項に掲げるものの金額の限度は、当該各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区	分	限	度
一 第十七条第二項第二号の規定による貸付金	耐火構造の幼稚園等又は簡易耐火構造の幼稚園等の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	幼稚園等の建設費及び土地又は借地権の価額の八割五分に相当する金額	幼稚園等の建設費及び土地又は借地権の価額の八割に相当する金額	
	耐火構造の幼稚園等及び簡易耐火構造の幼稚園等以外の幼稚園等の建設並びにこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金			

二
第十七条第二項第三号の規定による貸付金で店舗その他政令で定めるもの（以下「店舗等」という。）以外の関連利便施設の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とするもの

三
第十七条第四項第二号の規定による貸付金で店舗等以外の関連利便施設の建設を目的とするもの

四
第十七条第二項第三号又は第四項第二号の規定による貸付金で関連公共施設の整備及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とするもの

項	区	分	利	率	償還期間	据置期間
一 第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金（同条第一項第四号に掲げる者のうち地方公共団体、地方住宅供給公社その他政令で定める者（以下「地方公共団体等」という。）以外の者に対する貸付金を除く。）の一戸当たりの金額の限度は、次の表の上欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄各項に掲げるとおりとする。	耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費（購入の場合にあつては購入価額とし、建設費又は購入価額が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下この条において同じ。）及び土地又は借地権の価額（価額が標準価額をこえる場合においては、標準価額。以下この条において同じ。）の八割五分に相当する金額	年五・五パーセント以内で政令で定める	五十年以内	—	—

備考
一 この表において「耐火構造の幼稚園等」とは、主要構造部を耐火構造とした幼稚園等をいう。
二 この表において「簡易耐火構造の幼稚園等」とは、耐火構造の幼稚園等以外の幼稚園等で建築基準法第二十九条の三イ又はロのいずれかに該当するものをいう。

第二十條中第四項から第七項までを削り、第八項を第四項とし、同条第九項中「、関連利便施設又は特定中高層耐火建築物については幼稚園等、関連利便施設又は特定中高層耐火建築物を」「又は関連利便施設（店舗等を除く。以下この項において同じ。）については幼稚園等又は関連利便施設」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とし、同条に次の一項を加える。
7 前各項に定めるもののほか、第十七条の規定による貸付金の金額の限度については、政令で定める。

第二十一条第一項及び第二項を次のように改める。

第十七条第一項、第二項又は第四項の規定による貸付金で次の表の区分の欄各項に掲げるもの及び同条第五項から第八項までの規定による貸付金の利率、償還期間及び据置期間は、同表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の利率の欄、償還期間の欄及び据置期間の欄各項に掲げるとおりとする。

項	区	分	利	率	償還期間	据置期間
一 第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金（同条第一項第四号に掲げる者のうち地方公共団体、地方住宅供給公社その他政令で定める者（以下「地方公共団体等」という。）以外の者に対する貸付金を除く。）の一戸当たりの金額の限度は、次の表の上欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄各項に掲げるとおりとする。	耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費（購入の場合にあつては購入価額とし、建設費又は購入価額が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下この条において同じ。）及び土地又は借地権の価額（価額が標準価額をこえる場合においては、標準価額。以下この条において同じ。）の八割五分に相当する金額	年五・五パーセント以内で政令で定める	五十年以内	—	—

四	第十七条第五項の規定による貸付金	年六・〇パーセント以内で政令で定める率	十年以内	
三	第十七条第二項第三号又は第四項第二号の規定による貸付金(店舗等に係る貸付金を除く。)	年六・五パーセント以内で政令で定める率	十年以内(政令で定める大規模な事業により建設される学校その他の政令で定める施設に係る貸付金にあつては二十年以内とし、据置期間を含む。)	三年以内
二	第十七条第二項第二号の規定による貸付金	年六・五パーセント以内で政令で定める率	十年以内(据置期間を含む。)	三年以内
	る者のうち地方公共団体等以外の者に対する貸付金を除く。) ロ 中高層耐火建築物内の耐火構造の住宅以外の耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金 ハ 簡易耐火構造の住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金 ニ 耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設並びにこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五・五パーセント以内で政令で定める率 年五・五パーセント以内で政令で定める率 年五・五パーセント以内で政令で定める率	三十五年以内 二十五年以内 十八年以内	

五	第十七条第六項の規定による貸付金	イ 耐火構造の災害復興住宅の建設及びこれに附随する整地又は土地若しくは借地権の取得を目的とする貸付金 ロ 簡易耐火構造の災害復興住宅の建設及びこれに附随する整地又は土地若しくは借地権の取得を目的とする貸付金	年五・五パーセント以内で政令で定める率 年五・五パーセント以内で政令で定める率	三十五年以内 二十五年以内	三年以内 三年以内
六	第十七条第七項の規定による貸付金	イ 耐火構造の地すべり等関連住宅の移転又は建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金 ロ 簡易耐火構造の地すべり等関連住宅の移転又は建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金 ハ 耐火構造の地すべり等関連住宅及び簡易耐火構造の地すべり等関連住宅の移転又は建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金	年五・五パーセント以内で政令で定める率 年五・五パーセント以内で政令で定める率 年五・五パーセント以内で政令で定める率	三十五年以内 二十五年以内 十八年以内	三年以内 三年以内 三年以内

二	住宅であつて、かつ、耐火構造の住宅である住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金			
	表において同じ及び土地又は借地権の価額（価額が標準価額をこえる場合におけるいは、標準価額。以下この表において同じ）の八十五パーセントに相当する金額	年五・五パーセント以内で政令で定める率	三十年以内	政令で定める率
二	住宅の建設費及び土地又は借地権の価額の八十五パーセントに相当する金額			
	住宅の建設費及び土地又は借地権の価額の八十五パーセントに相当する率	年五・五パーセント以内で政令で定める率	十八年以内	三十年以内
備考	一 この表において「地方公共団体等」とは、公庫法第二十条第一項に規定する地方公共団体等をいう。			
	二 この表において「中高層耐火建築物」とは、公庫法第二条第六号に規定する中高層耐火建築物をいう。			
備考	三 この表において「耐火構造の住宅」とは、公庫法第二条第四号に規定する耐火構造の住宅をいう。			
	四 この表において「簡易耐火構造の住宅」とは、公庫法第二条第五号に規定する簡易耐火構造の住宅をいう。			

第八条第三項中「同項」を「前項の表」に、「八割」を「八十五パーセント」に、「八割五分」を「八十五パーセント」に、「年五・五パーセント」を「年五・五パーセント」に、「年六分」を「年六・〇パーセント」に改め、同条第六項中「第

二十条第八項」を「第二十条第四項」に、「同条第九項及び第十項」を「同条第五項及び第六項」に改め、同条第七項中「第二十一条第九項」を「第二十一条第三項」に改め、「第二項」の下に「（同項の表二の項に係る部分に限る。）」

第九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。
3 公庫が北海道の区域内において住宅の建設をしようとする者に対し、融通法第七条の規定により資金の貸付けをする場合において、貸付金の一戸当たりの金額の限度、利率及び償還期間については、政令で定める。
4 融通法第九条第二項の規定は、前項の規定により政令で利率を定める場合について準用する。

（沖繩振興開発金融公庫法の一部改正）
4 沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。
第十九条第二項第三号中「又は第四項第二号」を削る。
（経過規定）
5 この法律（前項の規定を除く。）による改正後の法律の規定は、住宅金融公庫が昭和四十八年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫

項	区	分	利	率	償	還	期	間	据	置	期	間
一	耐火構造の家屋に係る貸付金		年五・五パーセント以内で政令で定める率		三十五年以内				三年以内			
二	簡易耐火構造の家屋に係る貸付金		年五・五パーセント以内で政令で定める率		三十年以内				三年以内			
三	耐火構造の家屋及び簡易耐火構造の家屋以外の家屋に係る貸付金		年五・五パーセント以内で政令で定める率		十八年以内				三年以内			

を加える。
第八条の二第二項を次のように改める。
2 公庫が北海道の区域内において災害復興住宅若しくは地すべり等関連住宅を建設し、又は当該災害復興住宅若しくは地すべり等関連住宅の建設に附随して土地若しくは借地権を取得し、若しくは当該災害復興住宅の建設に附随してたい積土砂の排除その他の宅地の整備を加える。
備をしようとする者に対し、公庫法第十七条第六項又は第七項の規定により資金の貸付けをする場合においては、貸付金の一戸当たりの金額の限度は、政令で定めるものとし、貸付金の利率、償還期間及び据置期間は、次の表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の利率の欄、償還期間の欄及び据置期間の欄各項に掲げるとおりとする。

が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものに付いては、なお従前の例による。
6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

関連公共施設等資金貸付け制度を拡充し、新たに一団地の住宅の建設とあわせて関連公共施設の整備等に必要資金の貸付けを行なうこととする。とともに、個人住宅建設資金、関連公共施設整備資金等に係る貸付けの利率、償還期間等貸付条件の改善及び貸付条件に関する規定の整備等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○服部委員長 ます、提案理由の説明を聴取いたします。金丸建設大臣。

○金丸建設大臣 ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

住宅金融公庫は、昭和二十五年設立以来国民大衆の住宅建設に必要な資金を融通することにより、国民の住宅生活の安定と社会福祉の増進に寄与してまいりましたところであり、さらに、良好な居住環境の確保と個人の持ち家取得の負担の軽減をはかることは、現下の急務であります。

この法律案は、以上のような観点から、公庫の業務範囲を拡大するとともに、貸し付け条件の改善等を行なうとするものであります。

次にその要旨を申し上げます。

まず第一に、公庫の貸し付ける関連利便施設建設資金及び関連公共施設整備資金につきましましては、現在、新住宅市街地開発事業等の宅地造成事業を行なう者に対してのみ、当該宅地の造成資金にあわせて貸し付けることができることとなっておりますが、新たに、一定規模以上の一団地の住宅

の建設をする者に対しても、当該住宅の建設資金にあわせて貸し付けることができることとしたしております。

第二に、公庫の貸し付ける個人住宅建設資金、関連利便施設建設資金、関連公共施設整備資金等にかかる貸し付け金の利率、償還期間等につきましまして、現行の貸し付け条件を改善することとし、利率については、法律に定める限度の範囲内で政令で定めることといたしております。

第三に、公庫が事業に対して貸し付ける宅地造成資金、特定中高層耐火建築物建設資金等の適切な運用をはかるため、これらの貸し付け金の限度、利率、償還期間等を政令で定めることとしたしております。この場合、利率につきましては、当該貸し付けの対象となる事業が促進されるように配慮するとともに、銀行その他一般の金融機関の貸し付け利率及び公庫借入れ金の利率を勘案しなければならぬものとしております。

第四に、これらの改正に伴い、所要の規定の整備を行なうとともに、産業労働者住宅資金融通法、北海道防寒住宅建設等促進法等について所要の改正を行なうことといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。(拍手)

○服部委員長 以上で提案理由の説明聴取は終わりました。

○服部委員長 次に、去る二月二十七日日本委員会に付託されました内閣提出、工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律案

工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を

改正する法律

工業再配置・産炭地域振興公団法(昭和三十三年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国土総合開発公団法

目次中「第二十一条」を「第二十一条の二」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 国土総合開発公団は、大都市からの人口及び産業の地方への分散と地域の開発発展を図るため、地域社会の中心となる都市の開発整備及び特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備に必要な業務並びに工業の再配置の促進に必要な業務を行ない、並びに石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域における鉱工業等の計画的な発展を図るため、当該地域における鉱工業等の振興に必要な業務を行なうことにより、全国的な人口及び産業の適正な配置と地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

第二条中「工業再配置・産炭地域振興公団」を「国土総合開発公団」に改める。

第三条第二項及び第四第二項中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第六条中「工業再配置・産炭地域振興公団」を「国土総合開発公団」に改める。

第八条中「理事七人以上及び監事二人以内」を「理事十二人以上及び監事三人以内」に改める。

第九条第五項中「通商産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第十条第一項及び第二項、第十二条第一項、第十三条並びに第十四条中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十九条第一項第七号を同項第九号とし、同項第六号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 第一号、第三号及び第四号に掲げるもののほか、総合的かつ計画的に実施すべき特定の

地域の開発整備のための大規模な事業の施行に係る業務で政令で定めるものを行なうこと。

第十九条第一項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「含む」の下に「以下同じ。」を加え、「造成すること」(当該造成に関し地方公共団体の要請がある場合に限る。)並びにこれを「造成し、当該工場用地の利用者の利便に供する施設を整備し、並びにこれら」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 人口及び産業が過度に集中している大都市及びその周辺地域以外の地域において、地域社会の経済、文化等の中心としてふさわしい都市の開発整備のため必要な業務で次に掲げるものを行なうこと。

イ 健全な市街地を形成するために必要な宅地(公共の用に供する施設の敷地を含む。以下同じ。)の造成並びに造成された宅地の管理及び譲渡(第三号又は第四号に該当するものを除く。)

ロ イ又はこの業務により造成された宅地の利用者の利便に供する施設の整備(国又は地方公共団体の委託により行なうものを含む。並びに当該施設の管理及び譲渡)

ハ 公団が行なう宅地の造成(委託により行なうものを除く。)とあわせて整備されるべき道路、公園、下水道その他の公共の用に供する施設の整備(国又は地方公共団体の委託により行なうものを含む。並びに当該施設の管理及び譲渡)

ニ 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する市街地開発事業及び流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業の施行

第十九条第二項を次のように改める。

2 公団は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次の各号に掲げる業務を行なうことができる。

一 宅地（前項第四号に規定する土地を含む。この号及び第十九条の三において同じ。）の造成、管理及び譲渡並びに当該宅地の造成とあわせて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該宅地の利用者の利便に供する施設（同項第四号に規定する工作物を含む。第十九条の三において同じ。）の整備並びに当該施設の管理及び譲渡

二 前項第一号に規定する都市の開発整備、特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備、工業の再配置の促進及び同項第四号に規定する地域における鉱工業等の振興のために必要な調査

三 第一号の業務に関連する技術的援助並びに前項第一号に規定する都市の開発整備、特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備、工業の再配置の促進及び同項第四号に規定する地域における鉱工業等の振興のための計画の策定に係る技術的援助

第十九条第三項中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣及び主務大臣」に改め、同条に次の四項を加える。

4 内閣総理大臣は、第一項第八号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、同条に規定する事業が行なわれる地域をその区域に含む地方公共団体の長の意見をきかなければならない。

5 公団は、第一項第一号及び第三号の業務、同項第四号の業務で同項第一号の業務とあわせて行なうもの並びに同項第八号の業務については、地方公共団体の要請をまつて行なうものとする。ただし、管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

6 地方公共団体は、第一項第一号の業務、同項第三号又は第四号の業務で同項第一号の業務とあわせて行なうもの及び同項第八号の業務については、この限りでない。

いて前項の要請をしようとするときは、公団に對し、事業予定区域、事業の内容その他の基本的事項及び事業予定区域を含む地域の開発整備に関する計画を示さなければならぬ。

7 前項に定めるもののほか、第五項の要請に關し必要な事項は、政令で定める。

第十九条の次に次の二条を加える。

（事業実施基本計画）
第十九条の二 公団は、前条第六項に規定する業務を行なおうとするときは、政令で定めるところにより、事業実施基本計画を作成し、当該事業が行なわれる地域をその区域に含む地方公共団体の長に協議するとともに、内閣総理大臣及び主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとする場合（政令で定める軽微な變更をしようとする場合を除く。）においても、同様とする。

2 前条第一項第一号の業務及び同項第三号又は第四号の業務で同項第一号の業務とあわせて行なうものに係る事業実施基本計画は、内閣総理大臣が定める地方における都市の整備に関する基本方針に基づいて作成しなければならない。

3 内閣総理大臣及び主務大臣が第一項の認可をしようとするときは、並びに内閣総理大臣が前項の基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（投資）
第十九条の三 公団は、内閣総理大臣及び主務大臣の認可を受けて、公団が造成する宅地の利用者の利便に供する施設で政令で定めるものの整備若しくは管理又は当該宅地に係る環境の維持若しくは改善に関する業務を行なう事業に投資（融資を含む。以下同じ。）をすることができ

る。

第二十條第一項中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣及び主務大臣」に、「前条第一項第一号又は第六号」を「第十九条第一項第二号又は第七号」に改め、同条第二項中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣及び主務大臣」に改め、「受けて」

の下に「国、地方公共団体」を加え、「通商産業省令」を「総理府令・主務省令」に、「前条第一項第一号、第二号及び第六号」を「第十九条第一項第二号及び第七号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、総理府令・主務省令で定める業務を国又は地方公共団体に委託する場合には、認可を要しない。

第二十條第三項中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣及び主務大臣」に改める。

第二十一條第一項中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣及び主務大臣」に改め、同条第二項中「通商産業省令」を「総理府令・主務省令」に改める。

第三章第二十一條の次に次の一条を加える。

（日本住宅公団法の準用）
第二十一條の二 公団が施行する土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三條の三第一項の規定による土地区画整理事業については、日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）第五章の規定を準用する。この場合において、同法第三十五條、第三十九條及び第四十二條中「第三條の二第一項」とあるのは「第三條の三第一項」と、同法第三十七條第三項及び第三十八條第一項中「日本住宅公団総裁」とあるのは「国土総合開発公団総裁」と、「日本住宅公団」とあるのは「国土総合開発公団」と、同法第四十三條第一項中「住宅の建設又は宅地の造成」とあるのは「宅地の造成」と読み替へるものとする。

第二十三條及び第二十四條中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十四條の二を次のように改める。

（区分経理）
第二十四條の二 公団の経理については、第一号及び第二号の業務（以下「工業再配置業務」という。）に係るものと、第三号及び第四号の業務（以下「産炭地域振興業務」という。）に係るものと、その他の業務（以下「地方都市開発

整備等業務」という。）に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十九條第一項第二号の業務及び同項第三号の業務（市街地の形成に必要な住宅の用に供する宅地の造成に附随して造成される工場用地で総理府令・主務省令で定めるものに関するものを除く。）並びにこれらに附帯する業務

二 第十九條第二項の規定により委託を受けて行なう業務及び第十九條の三の規定による投資で、工業の再配置の促進に係るもの

三 第十九條第一項第四号の業務（市街地の形成に必要な住宅の用に供する宅地の造成に附随して造成される工業の用に供する土地で総理府令・主務省令で定めるものに関するものを除く。）及び同項第五号から第七号までの業務並びにこれらに附帯する業務

四 第十九條第二項の規定により委託を受けて行なう業務及び第十九條の三の規定による投資で、第十九條第一項第四号に規定する地域における鉱工業等の振興に係るもの

第二十六條の見出し中「工業再配置・産炭地域振興債券」を「国土総合開発債券」に改め、同条第一項中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣」に、「工業再配置・産炭地域振興債券」を「国土総合開発債券」に改め、同条第二項及び第六項中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十六條の三、第二十七條第一号及び第二十八條中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十九條（見出しを含む。）中「通商産業省令」を「総理府令」に改める。

第三十條中「通商産業大臣」を「主務大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

大臣」に改める。

第三十二條の次に次の二條を加える。

(協議)

第三十二條の二 内閣総理大臣は、次の場合には、主務大臣（内閣総理大臣を除く。）と協議しなければならない。

一 第三條第二項、第四條第二項、第二十三條、第二十六條第一項、第二項若しくは第六項又は第二十六條の三の認可をしようとするとき。

二 第二十四條第一項の承認をしようとするとき。

三 第二十七條第一号の指定をしようとするとき。

四 第二十九條の總理府令を定めようとするとき。

第三十二條の三 主務大臣（内閣総理大臣を除く。）は、第三十條第二項の規定による命令をしようとする場合には、内閣総理大臣と協議しなければならない。

第三十三條の見出しを削り、同条中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣又は主務大臣」に改め、同条第一号中「第十九條第三項」の下に、「第十九條の三」を加え、同条第二号中「第二十一條第二項」の下に「の總理府令・主務省令」を加え、「通商産業省令」を「總理府令」に改め、同条の次に次の二條を加える。

(主務大臣等)

第三十三條の二 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、内閣総理大臣（産炭地域振興業務に係る財務及び会計に関する事項については、第三項の規定により読み替えられる規定に係るものを除き、内閣総理大臣及び通商産業大臣）
二 地方都市開発整備等業務（第四号に規定する業務を除く。）に関する事項については、建設大臣

三 工業再配置業務及び産炭地域振興業務に関する事項については、通商産業大臣
四 第十九條第一項第八号の業務及びこれに附帯する業務並びに同条第二項の規定により委託を受けて行なう業務及び第十九條の三の規定による投資で同号の業務に係るものに関する事項については、当該事項を所管する大臣で政令で定めるもの

2 この法律において總理府令・主務省令は、内閣総理大臣及び主務大臣の発する命令とする。
3 産炭地域振興業務に係る財務及び会計に関する事項については、第二十三條、第二十四條、第二十六條第一項、第二項及び第六項、第二十六條の三、第二十七條第一号、第二十八條、第三十二條の二並びに第三十三條中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び通商産業大臣」と、第二十九條及び第三十三條第二号中「總理府令」とあるのは「總理府令・通商産業省令」とする。

(内閣総理大臣の権限の委任)
第三十三條の三 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定によるその権限の一部を国土総合開発庁長官に委任することができる。
第三十五條中「三万円」を「五万円」に改める。

第三十六條第一号中「規定」の下に「(第二十一條の二の規定により準用される日本住宅公団法の規定を含む)」を加え、同号及び同条第五号中「通商産業大臣の」を削る。
第三十七條中「工業再配置・産炭地域振興公団」を「国土総合開発公団」に改める。

附 則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国土総合開発公団への移行)
第二條 工業再配置・産炭地域振興公団は、この

法律の施行の時に、国土総合開発公団（以下「公団」という。）となるものとする。
(筑波研究学園都市の建設に関する事業の引継ぎ)

第三條 公団は、この法律による改正後の国土総合開発公団法（以下「新法」という。）第十九條第一項の業務のほか、筑波研究学園都市建設法（昭和四十五年法律第七十三号）第二條第一項の筑波研究学園都市の建設に関する事業に係る新法第十九條第一項第一号イからニまでに掲げる業務及びこれらに附帯する業務を行なうことができる。

2 この法律の施行の際日本住宅公団が行なつていた前項の事業は、この法律の施行の日から公団が行なうものとする。この場合においては、日本住宅公団は、遅滞なく、当該事業に関する事務を公団に引き継ぐものとし、当該事業に関し日本住宅公団が有する権利及び義務は、この法律の施行の際公団が承継するものとする。

第四條 公団は、日本住宅公団が前条第二項に規定する事業を行なうために要した費用を日本住宅公団に支払わなければならない。
2 前項の費用の額及びその支払方法については、公団及び日本住宅公団が協議して定め、内閣総理大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。
3 前項の協議が成立しないときは、公団又は日本住宅公団の申請に基づき内閣総理大臣及び建設大臣が裁定する。この場合において、内閣総理大臣及び建設大臣が裁定したときは、同項の協議が成立したものとみなす。

4 内閣総理大臣及び建設大臣は、第二項の認可をしようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。
5 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前三項の規定によるその権限を国土総合開発庁長官に委任することができる。
第五條 附則第三條第二項の規定により公団が権

利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得又は自動車取得税については、不動産取得税又は自動車取得税を課さない。
(経過規定)

第六條 この法律の施行の際工業再配置・産炭地域振興公団の総裁、副総裁、理事又は監事である者は、別に辞令を用いなく、その際新法第十條第一項又は第二項の規定により公団の総裁、副総裁、理事又は監事として任命されたものとみなす。

2 前項に規定する公団の総裁、副総裁、理事又は監事の任期は、新法第十條第三項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の工業再配置・産炭地域振興公団の総裁、副総裁、理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。

第七條 この法律の施行の際現に日本住宅公団の役員又は職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第五十二号）附則第十條第二項の復帰希望職員であるものが、この法律の施行の日から附則第三條第二項後段の規定による事務の引継ぎが完了した日までの間に、引き続き公団の役員又は職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして国家公務員共済組合法の一部を改正する法律附則第十條第二項から第四項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「公団等職員として」とあるのは「日本住宅公団又は国土総合開発公団の役員又は職員として」と、「公団等職員であつた期間」とあるのは「日本住宅公団又は国土総合開発公団の役員又は職員であつた期間」とする。

第八條 この法律の施行の際現に日本住宅公団の役員又は職員として在職する者であつて、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第二百二十七條第二項の復帰希望職員であるものが、この法律の施行の日から附則第三條第二項後段の規

定による事務の引継ぎが完了した日までの間に、引き続き公団の役員又は職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二百七条第二項から第四項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「公団等の職員として」とあるのは「日本住宅公団又は国土総合開発公団の役員又は職員として」と、「公団等職員であつた間」とあるのは「日本住宅公団又は国土総合開発公団の役員又は職員であつた間」とする。

第九條 この法律の施行の際現に国土総合開発公団という名称を用いてゐる者については、新法第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(北海道開発法の一部改正)
第十一條 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第十二條 第一項第二号中「日本鉄道建設公団」の下に「国土総合開発公団」を加える。

(土地区画整理法の一部改正)
第十二條 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

第一章中第三條の三を第三條の四とし、第三條の二の次に次の一條を加える。

(国土総合開発公団の施行する土地区画整理事業)
第三條の三 国土総合開発公団は、建設大臣が地域社会の中心となる都市の開発整備又は特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備を行なうため国土総合開発公団が宅地の造成とあわせてこれと関連する土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。

2 前項の規定による土地区画整理事業については、この法律及び国土総合開発公団法(昭和三十三年法律第九十五号)の定めるところによる。

第十七條 近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第十三條 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第七條 第十八條第二項並びに第十八條の二第一項、第二項及び第四項中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

第十九條 第一項及び第二十五條第一項中「日本住宅公団」の下に「又は国土総合開発公団」を加える。

第二十八條、第二十九條第二項及び第三十二條中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

(新住宅市街地開発法の一部改正)
第十四條 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六條中「日本住宅公団」の下に「国土総合開発公団」を加える。

第二十二條中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

第二十七條第一項中「日本住宅公団」の下に「又は国土総合開発公団」を加える。

第三十一條、第三十二條第一項第一号及び第四十條中「日本住宅公団」の下に「国土総合開発公団」を加える。

第四十一條第一項中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)
第十五條 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十三年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第九條、第二十四條第二項並びに第二十五條第一項、第二項及び第四項中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

第二十六條 第一項及び第三十四條第一項中「日本住宅公団」の下に「又は国土総合開発公団」を加える。

第三十八條及び第三十九條第二項中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正)
第十六條 流通業務市街地の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第十條及び第二十六條中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

第三十條第一項中「日本住宅公団」の下に「又は国土総合開発公団」を加える。

第四十三條中「及び日本住宅公団」を「日本住宅公団及び国土総合開発公団」に改める。

第四十四條第一項中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

(都市再開発法の一部改正)
第十七條 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「日本住宅公団」の下に「及び国土総合開発公団」を加える。

第七條に次の一項を加える。

3 国土総合開発公団は、建設大臣が地域社会の中心となる都市の開発整備又は特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備を行なうため国土総合開発公団が宅地の造成とあわせてこれと関連する市街地再開発事業を施行する必要があると認めるときは、当該市街地再開発事業を施行することができる。

第二章第三節の節名中「日本住宅公団」の下に「及び国土総合開発公団」を加える。

第五十八條 第一項中「(以下「公団」という。)」を「及び国土総合開発公団(以下「公団」と総称する。)」に改める。

第五十九條 第二項中「日本住宅公団総裁」を「日本住宅公団に置かれるものについては「日本住宅公団総裁」と、国土総合開発公団に置かれるものについては「国土総合開発公団総裁」に改める。

(筑波研究学園都市建設法の一部改正)
第十八條 筑波研究学園都市建設法の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第九條から第十一條までの規定中「日本住宅公団」を「国土総合開発公団」に改める。

(新都市基盤整備法の一部改正)
第十九條 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第六條及び第十三條第一項中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

第二十二條第一項中「及び日本住宅公団」を「日本住宅公団及び国土総合開発公団」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「日本住宅公団」の下に「又は国土総合開発公団」を加える。

第二十五條第二項中「日本住宅公団」の下に「及び国土総合開発公団」を加え、「第十五項まで」の下に「(国土総合開発公団法(昭和三十三年法律第九十五号)第二十一條の二において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十六條第一項中「第三十六條第十一項」の下に「(国土総合開発公団法第二十一條の二において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十七條第一項中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改め、同条第四項中「規定は、」を「規定は」に改め、「ついで」の下に「国土総合開発公団法第十八條の規定は国土総合開発公団に置かれる審議会の委員について」を加える。

第一類第十二号 建設委員会議案第五号 昭和四十八年三月七日

第二十八條第一項中「又は日本住宅公団総裁」を「日本住宅公団総裁又は国土総合開発公団総裁」に改め、「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改め、同条第三項中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改め、同条第四項中「規定は、」を「規定は、」に改め、「ついで」の下に「国土総合開発公団法第十八条の規定は国土総合開発公団総裁の選任する評議員について」を加える。

第三十條第一項、第三十八條及び第四十五條第一項中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。
第四十七條、第五十條及び第五十一條第一項第一号中「日本住宅公団」の下に「国土総合開発公団」を加える。
第六十條中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。
第六十四條第一項第一号中「第三十六條第十四項」の下に「国土総合開発公団法第二十一條の二において準用する場合を含む。」を加え、同項第二号中「同条第十五項」の下に「(国土総合開発公団法第二十一條の二において準用する場合を含む。及び同条)を加え、同条第二項中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第二十條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第三十四條の二第二項第一号中「工業再配置・産炭地域振興公団」を「国土総合開発公団」に改める。
第六十五條の四第一項第一号中「工業再配置・産炭地域振興公団」を「国土総合開発公団」に改める。
(所得税法の一部改正)
第二十一條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中工業再配置・産炭地域

振興公団の項を削り、国鉄共済組合の項の次に次のように加える。

国土総合
開発公団
十七年法律第九十五号

(法人税法の一部改正)

第二十二條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中工業再配置・産炭地域振興公団の項を削り、国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国土総合
開発公団
十七年法律第九十五号

(印紙税法の一部改正)

第二十三條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中工業再配置・産炭地域振興公団の項を削り、国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国土総合
開発公団
十七年法律第九十五号

(登録免許税法の一部改正)

第二十四條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中工業再配置・産炭地域振興公団の項を削り、国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国土総合
開発公団
十七年法律第九十五号

(地方税法の一部改正)

第二十五條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中「工業再配置・産炭地域振興公団」を「国土総合開発公団」に改める。
第七十三條の四第一項第十六号を次のように

改める。

十六 国土総合開発公団が国土総合開発公団法(昭和三十七年法律第九十五号)第十九

条第一項第一号イ又はハに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの及び同項第二号から第六号までに規定する業務(同項第三号に規定する業務にあつては、政令で定めるものに限る。)の用に供する不動産

第三百四十八條第二項第二号の三中「工業再配置・産炭地域振興公団が工業再配置・産炭地域振興公団法第十九條第一項第五号」を「国土総合開発公団が国土総合開発公団法第十九條第一項第六号」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第二十六條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第二十四條第二項中「工業再配置・産炭地域振興公団」を「国土総合開発公団」に改める。
(行政管理局設置法の一部改正)

第二十七條 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
第二十二條第二号中「工業再配置・産炭地域振興公団」を「国土総合開発公団」に改める。
(国土総合開発公団法の一部改正)

第二十八條 国土総合開発公団法(昭和四十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第四條第二十二号の次に次のように加える。

ア 国土総合開発公団法(昭和三十七年法律第九十五号)
第五條第二項中「コまで」の下に「及びア」を加える。
(通商産業省設置法の一部改正)

第二十九條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第九條の二第三号の次に次の一号を加える。

三の二 国土総合開発公団に関すること。(産炭地域振興業務に関するものを除く。)

第三十六條の八第五号の次に次の一号を加える。

五の二 国土総合開発公団に関すること。(工業再配置業務に関するものを除く。)
(建設省設置法の一部改正)
第三十條 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。
第三條第五号の十二の次に次の一号を加える。

五の十三 国土総合開発公団の業務の監督その他国土総合開発公団法(昭和三十七年法律第九十五号)の施行に関する事務を管理すること。
第三條第二十六号の二中「水資源開発公団」の下に「国土総合開発公団」を加える。
第四條第三項中「第五号の十二、第六号の六」を「及び第五号の十二に規定する事務、同条第五号の十三に規定する事務のうち国土総合開発公団の業務で宅地の造成、管理及び処分並びに都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第四條第六項に規定する市街地開発事業(市街地再開発事業を除く。)に係るものに関するもの、前条第六号の六」に改め、「新住宅市街地開発事業」の下に「新都市基盤整備事業」を加え、同条第四項中「並びに同条第五号の十」を「同条第五号の十に規定する事務、同条第五号の十三に規定する事務(計画局の所掌に属するものを除く。並びに同条)に改める。
第十條第一項の表都市計画中央審議会の項中「(昭和四十三年法律第九十号)」を削る。
(公職選挙法の一部改正)

第三十一條 公職選挙法(昭和二十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。
第百三十六條の二第一項第二号中「工業再配置・産炭地域振興公団」を「国土総合開発公団」に改める。

第九條の二第三号の次に次の一号を加える。

三の二 国土総合開発公団に関すること。(産炭地域振興業務に関するものを除く。)

第三十六條の八第五号の次に次の一号を加える。

五の二 国土総合開発公団に関すること。(工業再配置業務に関するものを除く。)

(建設省設置法の一部改正)

第三十條 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。
第三條第五号の十二の次に次の一号を加える。

第一類第十二号 建設委員会議録第五号 昭和四十八年三月七日

第二に、国土総合開発公団の目的及び業務の改正であります。国土総合開発公団は、大都市からの人口及び産業の地方分散と地域の開発発展をはかり、及び石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい

最後に、この法律は、公布の日から起算して六月以内施行することとしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同下さるようお願いいたします。以上。(拍手)

しかしこの時点においては、いわゆる人間尊重ということをまず第一に考えなくちゃならぬ。そういう意味で、道路をつくる場合にいたしましたも、騒音の問題もありましょう、あるいは交通安全の問題もありましょう、あるいは排気ガスなどの問題もあらうと思います。そういうものを勘案しながら、地域住民の意思を尊重して、いわゆる對話がなければならぬ。そうして對話の上に立つて、産業道路にしてもいろいろの道路にしてもつるべきである。ただ私は、道路というものはあくまでも、道路のあるところに産業の発展もあるし、あるいは文化の発展もある、経済の発展もある、こういうことです。から、道路がなくてよろし

いということではないと、こう思うのですが、あくまでも対話のない道路建設はない、こういうこととでございます。

○柴田(陸)委員 いまの見解につきましてはまたあとで触れることといたしまして、具体的な問題といたしまして、昭和四十一年以来国会においてもしばしば取り上げられておりますし、また関係住民の間においても大きな問題になっております。東京外郭環状線のことについてお尋ねいたします。ここに先月首都高速道路公団が出しました首都圏道路地図がありますが、ここにあります外郭環状線の路線図、この通りの計画が立てられているわけですが、この計画路線につきまして建設省としては現在のところどういふ計画の段階にあるのか。また将来の実行についてどういふ計画であるのか。その要点について伺いたいと思ひます。

○菊池政府委員 ただいまお話のありました外郭環状道路につきましては、これは東京を中心に半径おおむね十三キロか十五キロの円をかいた環状道路でございます。それで、そのうち一部東京湾の埋め立てを使います湾岸のところを除きますと八十六キロほどの外郭環状の延長になります。これは先ほど先生言われましたように、昭和四十一年から逐次都市計画決定をいたしまして、現在西側のちよど羽田の空港付近から多摩川に沿ひまして、多摩川―杉並に至る間がまだ抜けておりますが、それから杉並の西荻窪付近から石神井付近までが都市計画決定をしており、それから和光市が一部抜けまして、それ以外は全部都市計画決定が四十一年から四十四年までの間に決定いたしております。そのうち国道十七号線の新大宮バイパスというのがございまして、それから西側のほう、江戸川左岸に沿ひまして湾岸に至りますまでの区間、これを国道二百九十八号線の認定をいたしまして工事に着手いたしております。

それで、実はその区間にいろいろ地元の方々の反対等でまだ測量のできていないところもありまして、それから一部もう地元の方の御了解も得て

用地の買収にかかり、あるいはおそく本年度末には埼玉県分につきましてはまあ五割ぐらいの用地が取得できるのではないかと考えております。それから、実はこの環状線につきましては、東京を中心とした西側のほうには環状七号線、八号線等ございすけれども、この東側につきましては環状七号線が、まだ完成は全部しておりませんけれども、それ一本しかない。これはそういう意味の環状的な性格を持った道路であると考えております。

○柴田(陸)委員 埼玉県分について五割の用地の確保ができています。そのほかの部分についての用地の確保というのはどういうことでございすか。

○菊池政府委員 埼玉県分で五割といひますのは、実はこれが事業に着手したのがわりあい最近でございますので、そういう意味でまだ時間的にそれしかできていないということとでございす。○柴田(陸)委員 そのほかの部分で、公共用地でないところの用地の確保の状況はどうなんですか。

○菊池政府委員 全体について申し上げますと、西側の杉並―世田谷に当たりますところにつきましては、実は先ほど申しましたように都市計画決定しておりますけれども現在まだ着工できない状態でございます。それから多摩川のところと、先ほど和光市がまだ計画決定してないとおっしゃいましたけれども、これはなるべく早い機会に都市計画決定をいたしたいと考えております。それから国道十七号線の新大宮から東側につきましては、先ほど言いました埼玉県側の中で、草加あるいは浦和の一部に反対ということがございすけれども、そのほかのところは大体測量も済み、用地買収にかかっておる。それから千葉県に入りまして松戸地区、市川地区、これは住宅地区を通りますために騒音その他によります公害ということから地元の方とまだ話し合いができませんで、何回かやりましたけれども、まだ話し合いがつかないで、これからの話してお話し合いをしてまい

りたいというふうに考えております。○柴田(陸)委員 お話を伺っておりますと、この計画の具体的な実行ということから見ますと、それはなかなか進行していかない。おそく最初の予定から見ますとずっと進行がとまっている状態じゃないかと思ひますが、そのように建設省の計画がずっと進行していかないという、その基本的な理由はどこにあるのでしょうか。

○菊池政府委員 実はこの環状線の使命といたしましては、東京に車が集中してまいりますのを分散させ、そして分散して都内に入れる。あるいは都内に起終点を持たない車につきましてはバイパスをさせて東京都内に入れない。また同時に、先ほど申しましたように、東側の環状的な道路がございせんので、いまでも市川、松戸地区ではわりあい狭い道路のところとそういう目的の車が走っておりますので、そういうことを考えると環状線というものはどうしても必要である。ぜひ早くつくりたいということとわれわれは考えておりますけれども、いま先生おっしゃいましたように、これが進みません理由は何か、これは少なくとも千葉県の松戸、市川地区につきましては、われわれの考えております道路と、それから地元の方の意見がなかなか合わないということだろうと思ひます。私も当初、こういうものができまうすということで地元の方とお話ししたしておりますけれども、地元の方は、ここに道路をつくらうにはこの場所に移せないかという言い方で言っておられます。私も、計画決定いたしましたすまでは十分調査をいたしまして、ここにルートをきめたわけでございす。ただ、それだからといって、どんな道路ができて地元の方が迷惑してもいいんだということは決してございせん。先ほど大臣から言われましたように、これはできるだけ公害の少ないような形でつくっていくべきである。私も十分それは考えておりまして、ルートは変えられませんが、地元の方に特に迷惑をかけずに済むような構造のやり方がございすので、われわれのほうも十分検討

してありますけれども、それを地元の方とお話しして、十分御納得を得て進めたいというふうに考えております。

○柴田(陸)委員 市川、松戸の地元の人と話をした、こういうことを言われましたが、これはいつごろ、だれと話をされたということなのでしょう。

○菊池政府委員 地元の方という、その地元の方の内容につきましてはこれはいろいろございす。県という地元もございす。あるいは市町村という地元もございす。あるいはもっと地域に分けた各ブロックの地元ということもございす。

〔天野(光)委員長代理退席、委員長着席〕ちよつと私ここに、何月何日というのを持っておりますけれども、少なくとも松戸につきましては、地元の各ブロックに分けたところとお話し合ひしておりますし、それから市川につきましても、市あるいは地元の代表の方とお話し合ひといううか、そこで反対という問題がいま出ておるわけで、われわれはなるべく地元の方と具体的なお話し合ひをしたいというふうに考えております。

○柴田(陸)委員 地元と話をしたという回答があつたのですけれども、実際はこれはこういう計画を發表したということにすぎないのではないかと。ですから住民のほうから見れば、全然そういう話はない、こういうふうには理解しているわけですが、それでいいのでしょうか。

○菊池政府委員 發表したということも確かでございます。その發表をしたところが、地元の方々がそれでは困るということになっております。それから私も実は前に国道一課長をしておりまして、地元の方とも二、三回お会いしております。それで一応話は承っております。

○柴田(陸)委員 地元と話し合ひをしたことはあると言われますけれども、実際にはなかった、このように理解されるところですが、次に進みます。

計画が立てられた段階と現在とを比較した場合

において、一つは、道路の敷地上に居住する住民の数が非常に増加していると思われるわけだ。また、この道路計画が実行されるということになれば、騒音や排気ガスやその他被害を受ける住民の数がこれもまた年々ふえているという事は事実だと思ふ。計画の最初から見た場合に、どの程度の住民の増加があるか、どれだけの人がよい被害を受けるようになったか、この点についてお答えをいただきたいと思ふ。

○菊池政府委員 計画時点と仕事を実施する時点と、どのくらいふえておるかという御質問でございます。ちょっと私ここに数字は持っておりませんけれども、これを計画、調査しました時点は昭和四十二年、三年で、計画決定が四十四年でございす。そのときから比べれば、それ以後この市川、松戸地区は相当人家がふえておりますので、人家は相当ふえていることは確かだと思ひます。

○柴田(陸)委員 それでは、この計画を立てた時点でこの道路を通る自動車の通行量をどのように推計していたか、また現在ではどのような推計に変わってくるか、この点について伺いたいと思ひます。

○菊池政府委員 この道路をつくりました際における交通量の推計というものは、これは推定でございすからいろいろな推計のやり方がございすけれども、計画といたしましては、一般国道の分を四車線、それから専用道路的な、これは私ども一応高架構造を考へておりますけれども、それが四車線、合計八車線の道路ということでまいりますと、大体十万台ないし十万台あるいはこえる。これは想定でございす。道路のキャパシティからしてもその程度になるうかと思ひます。

○柴田(陸)委員 計画を立てた段階で十六万台と発表されたんじゃないですか。そしてその後の自動車の一般的な統計を見ても、予想していたよりもっとふえているということから、それがまた変化してきているんじゃないか、こういうことです。

○菊池政府委員 これは交通の推定の年次によつて、何年先を推定したかによつて違ふと思ひます。十六万台というのはおそろく計画しました当時二十年先とか十五年先とかあるいは昭和六十年とか、そういう考へ方であったのかと思ひます。実はいまの推計でまいりますと、車がどんどんふえてまいりますとそれが十三万台であるとか、あるいはもっとふえていくかと思ひますけれども、このふえる分については、さらにふえればまたあるいは別な場所にもう一本確保するといふことも考へられますし、この道路だけについて見ますと、専用道路の部分と下の道路と合わせると十二、三万台というのが通常のキャパシティであるといふうに考へております。

○柴田(陸)委員 騒音にかかる環境基準というのが一昨年定められておりますが、この外郭環状線の建設についてはこの基準は守るといふことになつてのかどうか。現在の状態から見ますと、この場合、上が高速道路、下が一般の国道、二階建ての道路になつて、ここで市川、松戸、この区域を見ても道路の標準幅が四十メートル、最高は六十八メートル、こういわれておる道路が通つて、いまの答弁によると一日十万台ないし十二、三万台、あるいは私たちが考へております十六万台、こういった自動車が通行するという場合に、この環境基準をはたして守れるだろうかという疑問を持つわけですが、環境基準を守るといふことについてはどういう対策を持っておられますか。

○菊池政府委員 環境基準につきましては、私ども環境基準を守つてつくりたいといふうに考へております。実は当初この東京外郭環状線の基本的な構想といたしましては、先ほど申しましたように二車線ずつの一般道路があり、まんに高架構造で四車線の専用部分があるという基本的な形でありましたけれども、いま考へておりますのは、たとえば市川地区のように住宅の専用、あるいは専用でなくとも住居地域であるといふようなところを通る場合には、やはり音が基準を上回ることが考えられますので、実は私どもは一部地

下道にする、あるいは高架にする、そして一番音の影響のある平面の部分になるべくなくしたかどうかとか、いろんな考へ方がございす。場所によつては防音壁を立てる、あるいは木を植へるといふようなことで環境基準を守るといふ形もございすし、また市川地区は特に学校、病院等がその道路の沿線にたくさんございす。そういうようなことから、そういう地区はなるべく騒音をなくすべきであるといふようなことで、そういう具体的な構造的な問題でいま詰めておりまして、できるだけ早い機会に、こういう構造でいけば音はだいじょうぶなものですといふことで地元の方とお話ししたいといふうに考へております。

それから、先ほど交通量の問題が出ましたけれども、もうちょっと詳しく申し上げますと、四車線の専用道路は一応七万二千台といふのがわれわれの通常の考へ方でございます。それから一般道路は四車線で四万八千台といふのが通常の考へ方でございますので、それを足しますと十二万台といふことで、若干それよりもむづかしいこともありますので、まあ十二、三万台が将来の推計であらうといふうに申し上げたわけでございます。

○柴田(陸)委員 環境基準を守る、こう言われましたが、その環境基準が守られるようなそういう構造が計画されない限り、住宅密集地域である市川、松戸、こういうところにおいては道路を着工させない、このように考へてよろしいでしょうか。

○菊池政府委員 環境基準が出ております限り、私どもはそれに合わせた形でつくつていきたい。それから先ほどちょっと、市川のことだけ申し上げた松戸のことを申し上げておりましたが、松戸地区につきましては、大きなカットする形で、ちやうど丘を両側から切つていく形の構造でありますので、地形的にもわりあいふたをしやすいといふようなことから、そこはふたをして、一部緑地をつくり、あるいは一部公園といふようなこともあわせ考へるといふ形で進んでいきたいと思つ

ておりますけれども、いざにいたしましても環境基準は守つてつくりたいといふうに考へております。

○柴田(陸)委員 東京の環状七号線、この東京の環状線、最初、こうした道路で、東名、中央、関越、東北縦貫あるいは常磐などの東京に入つてくる自動車をさばこうとしていたけれども、これではさばき切れない。そのように自動車が増えてきたわけだ。そこでこの外郭環状線の計画が立てられる。このことはいままで国会においても建設省のほうで述べられていたところなんですけれども、そういう意味から見ますと、外郭環状線のほうもまた同じような目的をもつてつくられるわけですから、この環状線周辺の被害が非常にひどいといふことからこのことも考へてみなければならぬと思ふわけだ。

東京の環状線について、その周辺の人たちの被害の状況についてはいろいろ調査の結果が発表されておりますけれども、ともかく一口にいへば非常にひどい状態である。家の壁やタイルがこわされる、夜は騒音で目をさますされる、かぜを引いてもなかなかおらない、陸橋部分から車の積み荷やあきびんやあるいはタイヤチェーン、ときには鉄板さえ降つてくる、こういう調査の結果が出ております。外環線の計画は、私たちの見たところによるとこの環状七号線などを上回るような道路の計画であるわけだ。ここに大量の自動車が走る。大型のダンプやタンクローリー、そういう貨物輸送車がものすごい音を立てて、またものすごい排気ガスを出すわけでありす。これは東京の環状線の状況から見ますと、この外環も当然こういうことになるといふことが推測できるわけだ。そうしますと沿道の人にはほんとうに住めなくなるのではないか。千葉県の市川市だけ見てみても、ここは十一、二キロメートルの範囲ですけれども、この住宅密集地で数百軒の人が立ちかねければならぬ。しかも、先ほど言われましたように、この地域の周辺に信篤小学校、稲荷木小学校、鶴指小学校、平田小学校、菅野小学校、

国分小学校、中国分小学校、こういった小学校をはじめ、あるいはたぐさんの幼稚園または高等学校、大学、公共施設があり、こういった影響を及ぼすところを通り抜けるわけです。そうして市川市全体とすれば、この道路によって東西に二分されてしまふ。道路は二層式の計画ですから、下の道路の通行音が反射してその騒音はいよいよひどいものになる。この立ちのきや、騒音や排気ガスの被害、また日照権や電波の障害、それだけでは済まないわけで、幼稚園や小学校の生徒、これも友だちと別れ別れにさせられてしまふ、こういう状況を住民は敏感に感じ取って、それから大きな反対運動が起こり、ますますこれが広がっているわけです。

こういう中で東京都知事は、住民が必要としない道路はつくらない、必要な道路だけをつくる。それから千葉県でも県知事が、住民が反対ならつくらない、こう言っております。また、市川や松戸の市議会も一致して反対の決議をしております。市川市長も今度、外郭環状線の建設はもう不可能である、こういうふうに宣言しているわけです。建設省もいままでも、地元の人々が反対されるならばこれは強行しないということを国会でたびたび言明しています。この、地元の人々が反対すればやらない、着工しないという考え方は、これは現在においても変わりないかどうか、あるいは何らかの修正があるかどうか、確認の意味で伺いたいと思います。

○菊池政府委員 この問題は前にも国会で問題になりました、この工事は地元の方の御了解を得てやるということをお前からお聞きしております。したがって、私も地元の方と十分話し合つて、御了解をさせていただいて着工するということにいたします。(柴田(睦)委員「着工するの」と呼ぶ)御了解いただいて着工したいということでございます。

○柴田(睦)委員 もう八年前から問題になっておるその計画がまだ現在生かされておって、まだ着工したい、こういうことを言われるわけですか。

住民はいつでもそういう不安な中で生活しているという状態になっております。この路線のことに、埼玉県ではもう計画路線内の土地の売買が長い間禁止される、それから全体的に建物の建築が禁止されたりあるいは制限されたりしている、こういう状態が続いているわけです。これを見て、みんなをこの道路の上からいびり出すことを計画しているのじゃないだろうか。長い間不安の中で、忙しく署名を集めたり、みんなに訴えたり、あるいは陳情したり、こういった運動を続けてきているわけですが、そしてそういった人たちは非常に神経も使うわけです。そういう中で、安心して生活がしたい、そのようになりたい、一体どうしたら安心して生活ができるのか、住民をどこまでいじめるのか、疲れさせてしまつて、まいるのを待っているのではありませんか。いろいろ言われるわけです。しかしどんなことがあつても決して自分たちのこの町に道路をつくらせない、どこまでもがんばるという決意がさらに固まっているわけですから。そして市民を代表するといわれる地方自治体のほうですでに反対の意思を明らかにしているのですから、地元が反対すればやらない、こういうことを言うならばやめるのが筋じゃないだろうか、これが住民の気持であるわけです。それにもかかわらず、計画はまだ続けられようとしておる、こう言われるわけです。

そこで伺いたいのは、建設省がいまままで言われております、地元とかあるいは住民に反対があるならやらない、着工しない、こう言われておりますけれども、こういう場合の地元とか住民とか、こういう意味、こういうことばの実際上の内容がどういうことをさしておられるのか、このことをはっきりしていただきたいと思ひます。

○菊池政府委員 先ほど申し上げましたように、地元という考え方はたくさんございます。県も地元でございます。それから市町村も地元でございます。それから場合によつては市町村の議会にお話しすることもございます。それから地元の、ほんとうにそこに住んでいらつしやる地元の方々、

これがたくさんおられまして、その一人一人、全員に全部説明して歩くということはたいへんむずかしいと思ひますので、私ももしそういう場合には、いろんな地区がございまして、その各地区の方々の代表の方を早くきめていただいて、そういう代表の方と打ち合わせをする。その代表の方が多量にいろいろな形で地元の方におられるかわかりませんが、これはいろいろのやり方があると思ひますが、そういう形で地元の方とお話し合いをしてまいりたいというふうに考えております。

○柴田(睦)委員 そうしますと、千葉県の場合、県の方でも反対しておる、市川市の方でも反対しておる、松戸市でも反対しておる。そうしてまた住民が、この国会にも請願の署名が五万数千人も出ておりますけれども、それだけの反対があればこれはやらないということになつてしまふべきものではないでしょうか。

○金丸国務大臣 お答えいたします。お話を答弁になるかどうか分かりませんが、道路をつくつたために、東京あるいは六大都市に非常に悪循環を来たしておるといふ傾向があると思ひます。その悪循環を来たすという道路を、いやがるものをなつてくるということについては、これは考えなくちゃならぬだろう。私は、その予算はいなかの市町村道に持つていって張りつければよほど喜ぶだろう、こういうふうに思つております。そこで、いま局長が説明申し上げました点につきましては……。

(発言する者あり)

○服部委員長 お静かに願ひます。

○金丸国務大臣 局長の説明申し上げましたことにつきましましては、概念として、計画が出ておる、こういうことです。局長としてはこれをやめると言うことはできぬと思ひます。私はこの問題については、県、市町村、そして住民がまっぴらごめんだ、こういうことであればこれはとりあえず取りやめるべきだ、こういうふうに考えております。

○柴田(睦)委員 非常に積極的な御意見を伺ひましたが、現在この外郭環状線は、一般的にいえば凍結、再検討ということになっておりますが、いま大臣のおことばにあらまされたように、これからさらに発想の転換をして、一歩進めて、住民が大きな不安感を長い間与えられておる、こういう現実を踏まえて、これを白紙撤回の方で検討されるように求めたいと思ひます。

では、この環状線の問題はここで終わりました、一般的な問題にいたしますが、先日私、名古屋に参りまして、高速道路の建設のことについて調査をしてまいりました。また千葉県からも、千草台団地のすぐそばを通る道路、十六号線のバイパスの問題、いろいろ道路の問題についてたくさん訴えられております。時間がないのでこういう件については別の機会にいたしますけれども、道路の整備をするという場合に、人口密集地において道路を通しあるいは道路を広げるという場合、そんなところではすでに道路公害、騒音、大気汚染、振動などが住民の生活上の大問題になっているわけです。その上に多くの人々の生活の根柢を奪つて立ちのきが迫られたり、周辺の人々に新しいひび道路公害を生じさせる、そして道路が二倍になれば自動車は四倍になる、こういわれております。混雑の緩和などこれじゃできないわけですから、道路の増加は自動車の増加に追いつかないというのがいままでの経験から一般的にいわれているわけです。そしてまた道路には限度があるわけですから、しかも自動車はいまなお成長産業になっている。建設省は道路整備にあつて、いつも道路の混雑を緩和するということをおわれまますが、はたしてこういう状態で混雑が緩和できるか。たとえはどれくらいになるのか、また道路の保有量、それは五年ぐらゐの間にはどれだけふやす計画になっているのか、こういうことをお聞きしたいと思ひます。

○菊池政府委員 ただいまのお話で、道路は整備すればするほど車がふえるというお話でございます。

す。実はいまの実態はそうでございます。これはそれだけの需要があるからやはり車がふえるのだらうと考えております。現在のところはなおおむね二千万台でございます。厳密にいいますと千九百万台だと思いましたが、約二千万台、それが今度の五カ年で考へております昭和五十二年度末にはおむね三千百万台になるであらうということを想定いたしました。私も作業を進めております。

(柴田(陸)委員「道路のはうは」と呼ぶ)それは交通量でございます。交通量が全部で三千百万台になるであらうということで、道路整備五カ年計画の基本の数字としております。

○柴田(陸)委員 その五カ年間に道路はどのくらいふえるわけですか。

○菊池政府委員 この五カ年計画の中身でどれだけふえるかということについては、ちょっとまだ私、五カ年の最終的な数字が出ておりませんので申し上げられませんが、幅を広げるところもございまして、バイパスでふえるところもありまして、総延長がどう伸びるかということについては、いまはちょっと御返答いたしかねますけれども、これは私も一つのものさしとして道路資産というものをつかんでおります。これは道路を一つの資産勘定として、それに見合う交通量、それが、五年後には道路資産がどれくらになるという、こういう計算のしかたをしておりますけれども、ちょっといままだここに数字を持ってきたおりませんのでまた後日……。五カ年計画の最終的な数字がきまると――まだ、五カ年計画、実は閣議決定しておりますので、最終的な数字が幾らということにつきましては、それが、出次第わかつてまいります。

○柴田(陸)委員 それでは推定の問題になりますけれども、二千万台から三千百万台に自動車が増える。そして五年間の間に道路のはうは一倍半くらいにはなるわけですか。

○菊池政府委員 実は道路のはうは私もちょっと数字を持ち合わせませんが、一倍半にはならないと思います。と申しますのは、現在でもまだ道路

のキャパシティの余裕のあるところがございます。そういうところを走る限りはいまの道路でも間に合うことになりまして、それから実態が、たとえばいままでは昼間だけしか走っていなかったのが、昼間がこんでまいりましたために夜へ延びていくということになりますと、一日の交通のキャパシティは、同じ道路であつても時間帯が延びれば伸びるということもあつて、そこまでは、同じような倍率では道路は伸びないと思ひますけれども、相当まだ余裕がある範囲にふえていくだらうというふうに考えております。

○柴田(陸)委員 いまの点は日本全体の問題だと思ひますけれども、道路の混雑緩和という意味では、やはり何と云つても大都市のほうだらうと考へるわけですね。ところが大都市のほうにおいては道路の伸びもやはり少ない。そしてまた自動車はなおふえる。こういうことから見ますと、日本の道路整備計画では自動車の増加に追いつかない。特に都市部においては追いつかない。こういうことになれば、特に都市部において、また全体的に見ても混雑が緩和するどころか反対の方向になるのじゃないか、このように考へるわけですね。その点いかがですか。

○菊池政府委員 実は相当こんでおります大都市、そういうところにつくればますます思ひますけれども、今度の五カ年計画の考へ方も、なるべく大都市には入れない、環状的なもので押えたい。先ほど外郭環状の話が出ましたけれども、それからそれ以外につきましても、やはり過疎を解消するというところで国土の普遍的な利用ということを含めて五カ年計画で強く考へておりますので、そういう意味では、大都市とかそういういま混雑しておるところへ道路をつくって集中させることよりも、それをもっと分散させるという意味の高速道路であり、あるいは一般国道であり、特にまた市町村道の整備ということを含めて五カ年計画では強く考へております。

○柴田(陸)委員 道路整備緊急措置法が昭和三十三年に制定されたわけですね。このころから日本の自動車の保有台数が急速にふえてきました。道路対策は自動車の増加に追随する、そういう状況を示していたのが現実だと思ひます。建設省は道路の整備によって、いまも過密過疎の問題を解決するということをやられていますけれども、新産業都市建設促進法、これは大都市における人口集中防止という表向きの目的を掲げて昭和三十三年に制定されたが、この時代においてはもう過密過疎の問題が重大な問題になっていたころで、その後十年間の間、問題の解決ができませんで、道路の混雑とか過密過疎の問題も一そう進行しているという状態になってまいっております。

この十年の間に道路は幾らか整備がされてまいっておりますけれども、結局、目的の一つであります過密過疎の解消はできなかった。こういう実績から見て、建設省がいま進めております道路づくりによつては過密過疎の問題は、いままでのようなやり方ではこれは解決できないというところはすでに過去の現実が示していると思ひます。この点について何か特別な新しい対策、こういうものを講じられているかどうか、この見解を伺いたいと思ひます。

○菊池政府委員 何か新しい対策と申されましたけれども、新しいかどうかはわかりませんが、けれども、少なくとも例を高速自動車国道にとりまして、骨幹的な道路網をつくって、どこかの過疎の地域からでもその高速道路へ乗れるというような網ができれば、これはやはり産業の立地にもなりますし、そういう意味ではやはり過疎解消の大きな要因であると思ひます。また、例を国道等に見ましても、国道のバイパスは従来、地方中核都市等にいたしまして比較的利用しやすいようにつくっておったわけでありまして、なるべからうというバイパスは中心から離しまして、やはり通過する自動車の中へ入れないというようなことではないか。そして、町中を通らずに行け

るということには、さらにそれに市町村道等の生活道路の整備をすれば、それが集落からそういう地方中核都市あるいは中心都市へ簡単に繋がる。そして交通混雑のない段階で行ける、ということになりますと、やはり私も過疎の解消の一番の早道は道路の整備ではないかというふうに考へております。

○柴田(陸)委員 今年度の予算を見てみまして、やはり幹線道路、これが中心になつていっているわけですね。しかし、私が考へるには、国民が求めているのはやはり自分たちへ便利な安全な生活道路だ、こう思ひます。ところがこの点、道路局の公共事業の採択基準、これを見てみても、生活道路といわれる市町村道で国が補助するものは、特殊立法などに関連して緊急に整備を必要とする道路、また他の公共事業に緊急に整備を必要とする道路、これに限られておりまして、一般市町村道については補助がなされな

い。市町村道は御承知のとおり非常に整備がなされていまして、こういう実情だと思ひますけれども、本年度の幹線道路を中心とする計画では、国民が一番大切に考へる生活道路、このほうがやはりなおざりにされるのではないかと、このことについてどう考へておられるか、お聞きしたいと思います。

○菊池政府委員 市町村道の整備につきましては、いままでは先生が言われましたとおりでございます。山村等の特殊立法によるものあるいは他事業との関連でやるものということになっておりますけれども、四十七年度ごろから、特に四十八年度からはそういう道路以外に、いわゆる生活道路、先ほど私申しました地方集落から主要の都市あるいは主要の道路へ出られるという市町村道、これを私もかなり幹線市町村道と呼んでおります。内規で一級市町村道、二級市町村道というものをきままして、これが特殊の立法のものに合わせまして約二十三万キロでございます。ちなみに市町村道はいま全体で八十六万キロでございます。そのうちの二十三万キロにつきましては生活

道路ということできまして、これを補助対象にして積極的にやってみよう。これは四十八年度からもうやりましますし、今度の五カ年計画におきましても相当大幅にそういう思想で市町村道の事業費をふやすことになっております。それから、実は四十八年度予算のことでございますけれども、市町村道につきましては四十八年度は四九%くらいの前年の伸び率になっております。一般の道路事業が二六%でございます。そういう意味では相当大幅に伸ばしてございます。またそういう大幅に生活道路をやるという姿勢は、わりと最近でございますので、まだ初めの方は、そう急激な伸びはいたしません。それにしまして、四九%ということでございますが、今後ますますそういう意味では伸びていくであろうと思っております。

○柴田(陸)委員 生活道路に取り組むという問題ですけれども、やはり全体から見ますと、幹線道路、産業道路、高速道路、こういったものが非常に大きな比重を占めていると思うわけです。ですから、この生活道路の整備、これを特に急がなければならぬし、そのためには力を尽くさなければならぬと思うわけです。

そして、国民は自分たちの安全な道路を必要としているわけです。現在、道路は歩道と車道とが分離されておる、これが非常に率からいって少ないという現状なんです。この交通の安全、車より人を優先して考える、こういうことに、どうという計画であるか。車道と歩道の分離、人を大事にするということについての対策をお聞きしておきます。

○菊池政府委員 ただいまの先生のお話、ごもっともでございます。私どもも歩行者の安全を守るということから、実は特定交通安全施設等整備事業五カ年計画というのがございます。それによって、特にいま歩道の設置あるいは横断歩道橋——人道橋といっておりますけれども、そういうものの設置あるいは車道の整備ということを極力実は進めております。ただ特定交通安全事業は現在あ

る道路に対してつくるといのが基本的な姿勢でございますので、そういうところにはだいたいつけまして、もうつけられるところは相当つけてございます。したがって、われわれのほうではさらに積極的にそれをやるために、改築事業で、たとえばもう歩道をつくる余地がない狭いところでは小さなバイパスをつくりまして、そこに車もろとも移してしまふ、そういう歩道をつくるというふうな、小規模なバイパス事業といっておりますけれども、そういう事業を、特定交通安全事業のおそらく三倍くらいに当たる事業量をそういうことでやっております。先生おっしゃいますように、歩行者の安全ということに十分に守っていきたいと考えております。

○柴田(陸)委員 次に、住民の生活に直接的にかかわりのない幹線道路、これはまた一面、人の生活を破壊するという現状があるわけですから、そういうところから見ますと、幹線道路は人の居住区域、こういったところは通さない、その外側を通すように計画をすべきであると考えますけれども、いかがですか。

○菊池政府委員 道路の路線を選定いたしますときには、なるべく人家をはずし、なるべく被害の少ないようにということを念頭に置いてやっております。ただ、道路は一つの構造の規格がございまして、勾配あるいはカーブ等が構造令で定められた基準がございまして、必ずしも全部よけていくことはできませんけれども、これはルーティングの際の基本的な考え方でございますので、十分そのような考え方でもまいりたいと思っております。

○柴田(陸)委員 国民はもちろん安全で便利な道路を求めているわけです。このためにはどうするか。一番このことを知っているのはやはり地域の住民だろうと思うわけです。ですから、地域住民が住みよい町をつくるという計画の中で、道路の計画が住民の合意に基づいてできる。そして市町村でそれをつくる。そして都道府県がこれを調節する。そしてまた国がこれを全体的に調節する。こういうふうな下から道路計画が町づくりと並行

して進められる、こういうように進められなければならないと考えますが、このことを最後に申し上げて、時間が来ましたので終わります。

○服部委員長 松浦利尚君。

○松浦(利)委員 私はきょう主として土地問題に対する行政、特に姿勢の問題、この問題について焦点をしばって質問をさせていただきます。と思います。

この問題は予算委員会的一般質問で、すでに質問通知をして、する予定でしたけれども、時間がなくなりましたために省略をさせていただいてきょうに持ち越した質問であります。内容的には一般質問の時点の通告でありますから相当建設省のほうに調べておられると思いますから、こうした問題についても建設省の見解を含めながら具体的に御答弁をいただきたいと思うのです。

まずその一つは、いままで高度経済成長のもとで、財投資金を入れてどんどん公共投資をやってきたわけでありまして、こういった問題が不動産会社に利用されておる。現実には土地の買い占め、あるいは株、こういったところに過剰流動性が動いておるわけでありまして、そうした中で建設行政の果たしておる責任というのは私は非常に重大だと思っております。そこで、いろいろ抽象的な議論をしておいたのでは始まりませんから、一つ一つ具体的な事実を取り上げてその見解を求めていきたいと思うわけでありまして、その一つは、政府は常に、土地は投機の対象ではない。本会議において、佐藤総理時代から、土地はもうかるものではないのだというのをいつも言っておられたわけでありまして、そのことは、政府の答弁については私もよく理解しておるつもりであります。そういう政府の行為がただこ

とばだけでありまして、具体的に一つも効力をあらわしておらないわけでありまして、ここに私は大和観光株式会社の土地を売買するための「研修要項」をお客さんに対応する「応酬話法」というのを持っております。もう一つ、東宝商事のパンフレットを持っておりますが、この中身を御紹介い

たしますと、たとえば土地を買いませんかとセールスが質問した場合に、余裕がありませんとお客さんが答えた場合にはこのように答えるというふうに例示してあるわけでありまして。「土地は借金して買っても得ですよ」、そして物価と比較した資料を見せる。「ここが儲かる人(得をする人)」と利益から見放される人の別れ道じゃないですか。こういったことを言える。あるいは会社そのものを信用させる目的をもって、「当社は完造協会大手四社が政府の施策(首都圏整備法案、新都市計画法)に協力する開発を行なう為に大同団結した会社です。我が社の首脳人は、不動産業界の指導的立場にあります。その信用をお買上げ下さい。」ということを言えとあるわけですから、そして、他に、もうけ口があるぞ、こういうふうにお客さんが答えた場合は、「頭や体を働かせなくとも土地は儲かります。不動産以上の儲け口があると云うのは耳よりですね。私にひとつ教えてくださ

い。」政府が、土地はもうからない、土地は投機の対象にあらず、こう言っておるにもかかわらず、現在の不動産会社から言わせれば、政府の施策に協力しておる大手の会社であるという宣伝の背景に、まさしく土地は投機の対象になるという宣伝をしながら土地を売り歩いておるのです。ゆゆしき問題だと思ふ。しかも聞いてみますと、こういうものに対して政府が介入して、こういったセー ルスのあり方について規制を加えた、少し行き過ぎだからやめてくれというような指導があったという話はセー ルスマンの諸君からまだ一べんも聞かない。むしろますます土地はもうかるということ、いままで買い占めておった土地を高い価格で放出する、投機の対象として土地を売買する、こういった不動産の売買が今日公然と行なわれておるわけでありまして、商品取引と同じようにこれは商取引であるから問題ないと言われればおしまいであります。しかし、今日土地問題はきわめて大きな政治課題であります。しかも佐藤内閣から常に言われておることであり、建設大臣も常にそ

の所信において、土地問題は責任ある立場から施策その他に訴えられてきた内容であります。ところがこういった事実が横行しておる。これはそういった国の土地に対する施策というものが、直接携わっている不動産会社には影響を与えていないということだと思ふのです。一つの例であります。筑波学園都市という問題があります。筑波学園都市をつくるという、とたんにあの周辺では、政府が行なう筑波学園都市というものを対象として土地がもうかるという宣伝をしております。道路ができるとその道路というものを中心にしてその辺の土地はもうかるという宣伝をして歩いておるわけでありませう。こういうものに一体政府はどのように具体的に規制を加えようとするのか。野放しにしておくのか。まずこの点について建設大臣から明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

○金丸国務大臣 土地問題はいま大きな政治問題であることは言をまちません。また、ただいま仰せのようなお話を承りまして、土地を一つの商品化して、そして詐欺的行為のような商売をやっておる、まことに許しがたいし、国民の敵だという感じもいたすわけでございます。そういう意味でこの問題につきましては、今度提出され、また御審議願わなくてはならない土地要綱等によつて——私はくどくは申しませんが、関係閣僚協議会で協議した承りました土地対策要綱等によりましてひとつそういうものを締め出していくというような考え方、その他その中に税制の改善というふうな問題もあるわけでありませうが、そうしてそういうものが入る余地のないような方途を講じていかなければだめだ、こう感じておるわけでございます。

○松浦利委員 事務局でけっこうですけれども、いま政府が予定しておる土地対策要綱ではこの問題に入っていないと思ふのです。いままでもこういうことは、土地は投機の対象でない、こう言つてこられた。ところがいま政府が用意しておられる内容では、こういった投機的に走っている

行為というものを規制するものではないのです、売買行為そのものを規制しておらぬわけですから。私がいま具体的に指摘をしているのはこういったセールのあり方ですね。土地をあたかも投機の対象にする。極端な言い方をするとギャンブル的なものと一緒です。これは買つておきかえすればいつかはもうかります、こういう行為に對してどのように規制を加えていくのか。いま大臣は、お聞きするということでしょうか。いま法律で規制できるというお話ですが、そのとおり法律で規制できるという内容のものがどうか、その点をはつきりした上で、もし法律で規制できないとすればどうするか、その点をひとつ具体的に事務局からお聞かせいただきたいと思ひます。

○高橋(弘)政府委員 土地の取引、土地の売買の差益によつて多大な利益を得るということにつきましては、土地の特殊な性格からいたしまして、私も前々からそういうことがあつてはならないというふうな考へておる次第でございます。したがういふと、今後の不動産業、デベロッパのあり方として、今後の不動産業、デベロッパのあり方として、これは、そういう従来のような土地の売買差益だけでこれをもつて、国民の求めに、やはりいい環境をもつて、国民の求めに住宅地をつくる、良好なものを、そしてこれを供給する、ソフトな環境のよさを売る、そういうところから今後の方向を求むべきであるというふうな考へておられます、そういう意味におきましては先生と同じでございます。業者団体、不動産業界その他につきましても、私も常にも、最近そういう指導をいたしまして、何かそういうことについての心がまえ、倫理要領というものを定めるべきじゃないかという指導をいたしている次第でございます。

大臣がただいま答弁申し上げました土地対策要綱でございますが、そういうものの考え方から新たにいろいろな対策を講ずるわけでございますけれども、やはり根本は、土地でもうけられないという仕組み、投機的な売買というものが抑止でき

る仕組みというものが必要であらうかと思ひます。その一つの対策として、御承知の国総法を大改正いたしまして、土地利用規制の強化をはかるということでございます。御承知のように、全国的に土地の売買には届け出をさして、そしてその中で、価格が著しく標準の価格よりも高いとか、土地利用計画に合致しないようなもの、そういう場合におきましては中止勧告もできるといふ道も考へております。同時に、地価の高騰を来たすようなおそれのある地域におきましては、ただいま、売買を許可制度にする、価格につきましてもこの際凍結できるような、そういう許可制度を鋭意検討中でございます。第二点として、土地税制によりまして土地でもうけられないという仕組みをつくる点についてでございます。個人につきましましてはすでに昭和四十四年におきまして譲渡所得税の高率の課税というものができておりまして、土地では多大の利益を従来よりうに得ることはできないという仕組みになっておる次第でございます。問題はやはり法人でございます。一番最初にお話しございましたような法人の土地の買占め、売り惜しみ、こういうものによつて土地の騰貴を来たすことは困るわけでございますから、土地の売買でもうけられないようにな、そういう仕組みということで、七割の譲渡課税ができるという仕組みのもの、及び土地を保有しておれば税金がかかるという特別保有税の税制を考へておる次第でございます。そういうようなものが土地対策要綱の内容でございます。そういうわけで、先生のおっしゃることはよくわかりますので、今後ともさらにこの有効な方法につきましまして御指導いただいて検討してまいり、実現してまいりたいというふうに考へておる次第でございます。

○松浦(利)委員 いまの問題については法案が出た段階で本院でも議論になる内容だと思ひます。ただ問題はこういったセールの仕組みです。何ぼそういうふうな言つたつて、第一線のセールのスマンが

こういうことを言つて歩いたら何にもならないのです。しかも法案の内容を見れば、こういう業者は除外されるわけですよ。しかも、私はデベロッパということが非常に問題があると思うのです。いま言われたように、すべての環境を、道路その他をびしりと開発する、これがデベロッパなんです。ところがいままでは、何か宅地造成させればみなデベロッパ、デベロッパ、デベロッパという。デベロッパということの乱用があるのですよ。だから私はデベロッパというところの使い方、きびしく規制を加えるべきだと思ひます。何かちよつとすればもうデベロッパだ、こういうふうな言い方でしょう。これは問題があると思ひます。いまのあなたの御答弁を聞いておつてもそういう気がするのです。だからそういう意味では、私はいまの法案が出てきたときに、こういった問題は解決するかどうか、また具体的に議論いたしますけれども、実際に第一線のセールのスマンがこういう教育を受けて走り回つておるのです。私はこの大手業者のこういうたてつけ、きびしく法律で規制する必要があると思ひます。こういうたてつけ、きびしく規制を加える、そういうことが私は必要だと思ひます。この際にもう一ぺん事務局の御答弁をお聞かせいただきたいと思ひます。

○高橋(弘)政府委員 先ほど御答弁の中で申し上げようと思ひましたのをちよつと申し落としましたけれども、セールのスマンの問題につきましましては、これは先生の御指摘なされる問題点があるわけでありませう。実はこの問題も数年前の建設委員会でも論議されたことがあるように聞いておるわけでございますけれども、業者の幹部その他につきましましてはいろいろな指導をし、法の規制が加わるわけでございますけれども、現実一般消費者と接しているのはセールのスマン、このセールのスマンの質の向上、研修方法というものは非常に問題でございます。宅建業法におきましても「重要事項の説明」というような項目を出して規制したり、ま

た契約の押印その他につきましましては取引主任者がみずからこれを行なうというに改正をすでに一年間いたしたわけでございます。そういうようなこと等を通じて、セールスマンが一般消費者に損害を与えるというようなことのないように私どももいたしておる次第でございますけれども、先生の御趣旨に沿ひまして、私どももセールスマン教育ということにつきまして十分意を用いてやつてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○松浦利(委員) 消費者のほうに事故がある場合もあります。セールスマンの行為によつて、土地はもうかるもの、土地は投機の対象になるというイメージが国民の間にもう広がっているわけですから、そういう点についてはぜひきびしく措置していただきたいということを申し上げておきたいと思うのです。

そこで私は具体的問題として一つの例を申し上げたいと思うのです。これは東宝商事株式会社が行なつておる「ふる里」という別荘地の問題であります。地目は山林であります。この「ふる里」という東宝商事が行なつておる別荘の分譲というのとはどういふ形で行なわれておるかといふと、実は「ふる里」という一つのクラブ、ピレッジクラブをつくりまして、そうして会員規則を持つておるわけです。その内容というのは、この「ふる里」で実はいろいろなレクリエーション施設とか老人ハウスとかあるいは温泉施設、こういったものを使うんだということを理由にいたしまして会員の募集を行なつておるわけでございます。個人の場合には十万円、法人組織の場合は二十万円をもって取得をするわけでございます。それで会員を募集する。それで会員になった者だけがこの「ふる里」の別荘地というものの分譲を受けるわけでありまして、しかもこの会員権は、自由に脱退するときには利子を一切つけないで十万円なり二十万円返してもらえる。極端な言い方をすると、これはゴルフの会員制度と同じように明らかに税の入らない金であります。まことにこの東宝

商事が行なおうとする「ふる里」というのはみごとなことを実はやつておるわけでありまして、しかも、もうすでに第一期、第二期終わります。六千人がすでに土地の売買を終わつておるわけでございます。しかも行つてみますと、別荘が建つておるのがわずかであります。数えるほどしかありません。全部そのまゝの、別荘地という名の土地であります。

こういう状態で一体どういふことが行なわれているかという、完全にこれは投機の対象としてセールスされておるわけですね。持つておりさえすればいつかは必ずもうかるぞ、ですから買つておきませんか。この「ふる里」というのは霞ヶ浦の湖畔であります。しかもこれは土地利用計画などは全くありません。地目は山林でございます。業者はこういふ指定区域外を投機の対象として別荘という名の分譲を、しかも会員を募つてどんどん行なつております。こういう行為が一体認められるのか。先ほどいろいろ大臣から言われましたが、法律で規制するとか何とか言われておりましてけれども、現実にはこういう行為があらちちで行なわれておるわけです。たまたまこの霞ヶ浦の「ふる里」団地をとりましましたけれども、こういった行為は全国至るところで行なわれております。北海道でも行なわれておるわけでありまして、沖縄県でも現実に行なわれておるわけでありまして、こういうことを野放しにしておきますと、全国の土地利用計画が云々と先ほど御答弁になりましたが、そのときにはすでに全部土地は買い占められてしまつておる。しかも山林という名の別荘によつて区画されてしまつてそういう状態が生まれてくると思うのです。こういう行為が今日の法体系の中では全くしり抜けであります。規制する方法がないのでございます。こういう状態に対して建設大臣はもうすでに調査をされたと思ひますが、こういう行為についてどのように御判断になつておられるのか。こういう問題に対して今後どうされようとしておられるのか。これはたいへん大きな重大な問題でありますから、政策的に大

臣の御意見を伺つたあと、事務局から答弁してもらひましよう。

○金丸(大臣) 私も新聞でだけ見せていただきましたが、まさに盲点をつかれたという感じがいたしますが、さういふことは消費者である国民に非常な迷惑をかけるということになる。これはゆるがせにできないと思ひます。直ちに調査を命じまして、これに対処するようなことを考えていかなければならぬ、こういう考え方を持つたわけでありまして。

○高橋(副) 政府委員 いろいろ先生から御指摘がございまして、昨日夜から調査をいたした次第でございまして、私らの調べ、県とそれから業者から調べたわけでございますが、第一点の先生の御指摘のありました、会費を取つて会員にして、会員に対して別荘地の分譲を行なうという点についてでございます。これにつきまして、その会社の会則を見ますと、ピレッジクラブという会でございます。この会則の中の第六條に、「正会員とは、「ふる里」区域内の土地の所有権を有する家族会員または法人会員とし、所定の入会保証金を払い込んだものをいう。そのほかいろいろございまして、そういうことで、会社の申し立ても、またこの会則によりまして、この土地を分譲で買った者がこの中の、ブルだとかその他のいろいろな施設をその会社がつくつておるようでありまして、そういう娯楽施設とか観光施設、そういうものを利用するための会であるといふふうに書いてある次第でございます。その会費を調べますと、この販売済みの人員は千二百十九人ということになつておる次第でございます。第一期が八百六十六名、第二期で三百五十三名となつております。その会員になつた者は千二百名のうちの五百名といふような会員の数のようでございます。そういう実情でございますから、そこに居住する予定者、つまり別荘を買いまして将来そこに住む、そういう者が、その周辺のいろいろな施設を利用するための会であり、そのための会費であるといふふうに理解いたしておる次第でございます。

す。

しかしながら、その点はそうでございますけれども、先生のおっしゃるようにこの対象地域というものは都市計画区域外でございます。したがつて何ら、建築基準法につきましてもその他の制約につきましても規制の及ばないところでございます。この点につきまして、土地利用計画その他が立たないうちに乱開発が行なわれるということについてはまことに残念でございます。今後につきましては、これはもうすでに茨城県もこの点につきまして、昨年、昭和四十七年十二月に、都市計画区域外につきましても開発許可を受けさせる、そういう条例をつくりまして、ことしの一月十日からこれが施行になつておるわけでございます。おくれればせながら今後はこの条例で規制するといふことになつておる次第でございます。ほかの県でもこういう条例をつくつて規制する例が多くなつておる次第でございます。政府といたしましては、御承知のように国総法の大改正をいたしまして、土地利用計画をつくつて土地利用規制を行なうわけでございます。その中におきまして御承知の関係法律を改正いたしまして、開発許可を拡充強化する措置を検討中でございます。たとえば都市計画区域内におきましては、線引き区域外につきましても開発許可を行なわせるよう改正し、十分に御審議をいただくことになつております。そのときにおきまして、この対象地域は山林でございますが、森林法、これをやはり基本的な部分を改正いたしまして、従来は森林法によりましてその目的どおり林業保護だとか、したがつて伐採の際の規制だけであつたわけでございますが、今後は国土保全とか環境保全、そういう見地からの開発許可規制が行なわれるように、目下これは農林省を中心に検討中でございます。そうなりますと、これは地目は山林—民有林のようでございますが、こういうところも今後は規制が加わるということになる次第でございます。先生の御趣旨に沿うように、今後とも私どもも努力してまいりたいといふふうに考えておる次第でございます。

ます。

○松浦(利)委員 いまの、今後私の意見に沿うようにしたい、こういう答弁ですけれども、それじゃ具体的に別荘というもののに対して——現在別荘というもののに対しては規制がございませぬ。何を別荘というのかという規定もないです。何を別荘に對して規制を加えるというお考えですか。別荘というものはこうでなければならぬ。公正取引委員会が来ておられれば別荘の定義も聞きたかったのですけれども、事前に通知しておらなかったです。別荘というものはどういふものをもって別荘というのか。しかも、こういった山林については森林法の規制によってやっていたんだ、こういうことでありませうけれども、実際に、現実にいまこの「ふる里」というのは各人が分筆して持つておるわけでありませうから、こういうところから別荘を建てるというのは開発行為に入るのかどうか。各人が別荘を建てるのですから、具体的にどうなるのか、その点を聞かせたい。だきたい。

○高橋(弘)政府委員 ただいま申し上げましたのは別荘だからということではございませぬ、都市計画区域外無指定のところにございませぬ、この開闢行為の規制は行なわなければ今後の日本の国土をよくすることはできないという考え方から、全国土にわたってそういう開闢行為の規制を行なうということではございませぬ。したがって、今後こういうような対象地域におきまして、こういう地域の例でございませうから、これについては森林法の規制が行なわれるということではございませぬけれども、現在すでに土地を購入しましたものにつきましては、これは今後のことではございませぬから、規制は加わらぬということになると思ひます。

○松浦(利)委員 指摘されたから、今後こうする、というときにはすでに終わっているわけですよ。「ふる里」は確かに千二百戸です。ところが霞ヶ浦周辺はもう茨城県で調べて、六千戸近くこういう形で買ひ占められておる。これがこれから

きる新しい法律の盲点でしょう。(「いまさらしやうがない」と呼ぶ者あり)もういまさらしやうがないという不規則発言がありましたけれども、政府のほうもいまさらしやうがないというお考えならそういうふうな答弁していただきたい。現実にもうすでに終わっている。北海道でも至るところこういう状態で山林が買ひ占められてしまつておる。しかも、これが大手の不動産会社が持つておるならこれは別です。しかし現実に出放されて各個人別に分筆されて終わつておるのです。まだ別荘は建つておらないわけですよ。土地は分筆されておるけれども、別荘は辛い数えるほどしか建つてない。だからこういうものに対して、いま計画局長が言つておることは、開発行為として別荘を建てる場合には規制を加えることが可能なのかどうか、具体的にお聞きしておるのです。だめならだめ、こういうふうな御答弁いただければいいと思う。将来のことはわかりました。

○高橋(弘)政府委員 森林法の改正は御承知のように農林省が中心でやつておりまして、私ちょっと明確に御答弁申し上げないのは、いわゆる開発行為の規制の中で都市計画法等の建築行為もこれ規制できるやうになつておるかどうか、ただいまのところ実は確認いたしておりませぬので明確な答弁ができません。十分ひとつ農林省とも協議いたしまして、その点を確認し、入つていなければ、そういう建築行為につきましても何かの規制ができるやうなことは法案に盛り込めないだろうか、ひとつ申し入れてみたいというふうに考へておる次第でございませぬ。

○松浦(利)委員 大臣、いま言われたことは私は非常に重要な意味を持つと思ひます。ですからもう一べん確認いたしますが、いま事務当局から言われたように、すでに別荘地として個人が持つておる土地に別荘を建てる場合には規制を加へられるやうに法改正をする、そういうふうな事務当局は答弁なさつたのですが、念のために、そのやうに理解していいかどうかということを大臣から

答弁してください。

○金丸國務大臣 この問題は、先ほど来のお話の一つの事例でありまして、全国的には相当あるだらうと思ひます。これもこのままほうつておくということは大きな社会問題を起すと思ひます。ただこの問題は、農林省といふ話、農林省がこれをやつておるといふことですが、私のほうからこれを強く申し入れて、ひとつそのやうな方向へ持つていくという決意を持つておることを御了承願ひたいと思ひます。

○松浦(利)委員 大臣、決意はわかつたのですけれども、私たちはやはり決意じゃなくて実現をさせてもらいたい。それでなければ日本の国土を、山林を、別荘という名で侵食されてしまひますからね。大臣が土地という問題に対してあれほど重要な所信を表明しておられるわけでありませうから、だから努力じゃなくて、それを実現するのだというところで農林省のほうを説得してもらいたい。農林省のほうもこれに反対する理由はないと思ひます。

○金丸國務大臣 十分説得につとめまして、積極的に果敢にやります。

○松浦(利)委員 この問題は、そういう規制ができた段階でその結果があらわれるわけでありませうから、私たちも積極的に建設省を応援しますから、ね、やろうという腹さえあれば、ぜひ努力をしていただきたいと思ひます。

そこで、ちなみに申し上げておきますと、私の手元に実は計数で来ておるのです。この「ふる里」の土地を購入して別荘地で分譲していくために幾らくの単価が要つたかという、大体仕入れ単価が、用地購入費から地主に対する接待費とかあるいは測量とか、こういうのもろもろの問題をずつと計算をした積算単価にしますと、昭和四十五年十二月で大体坪八千二百七十五円の仕入れ単価になつておる。ところがこれを一般の方に売つたときは幾らかという、二万円から二万二千円まで売買されておる。これは四十五年十二月ですね。あの山林を一區画わずかに八千円くらいの

投下によつて、四十五年ですと三倍近くで売買されておる。しかもそれは土地投機のものけの對象になりますよと言つてセールの売つて歩いておるわけですよ。いかにこういう形で不動産会社がばらばらうけをしておるかという一つの例だと思ひます。だから、こういうものに対しては、土地税制、譲渡税について、政府の案よりもつとましくやつてしるべきだと思ひます。これはまた法案が出たときに議論をさせていただきますと思ひます。

ところが、こういった問題をからめてもう一つこういう事例があるのです。実は、やはりこれも同じ一つの例として申し上げておるわけでありませうが、東宝商事株式会社が茨城県の牛久というところに団地を造成したわけでありませう。この団地はいつ造成をされたかといひますと、実は昭和四十二年にやはりセールのスマンがこういう形で「牛久トールランド」という形で土地を分譲していったわけでありませう。私の調べによりますと、昭和四十二年に売り渡したわけでありませう。ところが昭和四十五年十一月二十九日にこの牛久というところは調整区域に編入されておるわけでありませう。ところが調整区域に編入する以前にすでにこの土地は売られておつたわけでありませう。ですから茨城県庁のほうも、もうすでに家を建てるために売られておるということでは開発を許可したわけでありませう。ところが昭和四十七年十一月、今度は東宝商事株式会社がその土地を逆に買ひ取つておるわけでありませう。どういふことで買ひ取つたのかという、これがまたさういふ、これは私が手紙を読み上げます。「最近、大勢のお客様より当社へ買上げ希望が多数出され、会社としても出来る限りこれら要望に応じている現状です。購入してから五年経過後の現在ですと税法上長期譲渡の優遇措置もございませう。この機会に地主の皆様のご意向を確認いたしたくここに通知申し上げる次第です。お手数ながら必ずご返信下さるようお願い申し上げます。」といひ、四十二年に売つた土地——買つたほうは土地投機の対象で買つて

おるわけでありまして、家をつくらうとする気がない。しかもこれは宅地で売られておるわけでありまして、四十五年十一月二十九日に調整区域に編入されましたが、開発許可は当然茨城県としてはおろさざるを得ない。そういう条件が整ってきたところで、逆に今度は東宝商事が一割増しで買っておる。売りにたくない人には、羽鳥というところに今度は土地をあつせんするから、そのこと等価交換をしてくれ、こういうやり方をしておるわけでありまして。しかもここに建てた家は、新聞広告によりまして三DKで五百万くらいで売られております。まさしく土地が投機に使われ、しかもその投機を利用してさらに不動産会社が大量のけをするという行為が公然とこうして行なわれておるわけです。こういうことがわかっておって、現実に現在の法体系の中では規制が加えられない。これは「ふる里」の例とまた違った、これは明らかに宅地造成でありますけれども、こういうケースも現在の法律の中で、都市計画法で線引きが行なわれた中でこういう行為が行なわれておるのです。これは今日のこの法体系の中で規制を加えることが可能ですか、不可能ですか。その点について大臣からひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○高橋(弘)政府委員 最初に経過について簡単に私のほうで調査いたしました点について申し上げます。

ただいま御指摘のありました牛久の緑台というところでこの東宝商事がやはり宅地造成をいたしまして、私のほうの調べでは、四十三年から販売を開始いたしておるわけでありますけれども、大体四十五年十一月ごろまでには全区画を分譲したようにございます。御指摘のように線引きが四十五年十一月に行なわれております。その結果調整区域になったわけでございますので、御承知のようになります原則としてこれは建築ができないということになるわけでございます。ところが経過措置がございまして、六月以内に届け出をすればこれはいいというのがあります。したがって、会社はその

点につきましてやはり通知を出しております。四十六年に直ちに通知を出しまして、新都市計画法の施行に伴いまして、買い上げた分譲地については、これは調整区域の適用を受けるので、既存の

えている次第でございます。この事例につきましては、いま申し上げましたようにそういう線引きに伴う経過措置のことであろうというふうに考えております。

○松浦(利)委員 私はいまここで一つの例をあげたのですが、こういうケースがまだたくさんあるわけです。土地の投機で買い占めておった。線引きがあった。それで土地の長期譲渡分離課税の例の昭和四十四年のあの法律を使って買い戻す。そういうことが宣伝に書いてあって、そういう方法で買い戻しておる。そこで土地の値段が上がっておりますから、相当の値段でそれをまた分譲するというケースが、これだけではない。たまたま一つの例ですけれども、こういうことを建設省のほうで調査を加えて、少なくとも線引きの調整期間

というものがそういう投機的手段に使われないようにしてもらいたい。なぜこれを申し上げるかというのと、こういう土地の問題は経過措置を置いたら必ずやられるのです。今度の法律が出たときにまた議論いたしますけれども、今度の土地関係の法律についても経過措置があります。この経過措置の中で全部やられてしまうのです。土地というものとは即決でなければいけないのです、規制を加えるのに。これは一つの例として申し上げておる。今度の法案についてもそういった面が出れば議論いたしますけれども、大臣のこれに対する御所見を承っておきたいと思ひます。

○高橋弘政府委員 経過措置につきましては、確かに法律の経過措置のむずかしい問題があるわけでございます。したがって、いろいろな経過措置を法律で規定いたしておりますけれども、それがいやしくも業者に悪用されるということがあってはならないと思います。したがって、そういうことのないよう十分に指導してまいりたいと思います。

○松浦利委員 大臣に質問したのですけれども、これは大切な問題です。指導だけではこの問題、解決しない。現に解決しなかったのですから。ですから、大臣の土地に関する方針に対し

てこういふ経過措置についてどうするか、明
快な大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○金丸国務大臣　経過措置の問題につきまして
は、政治的な感覚からいへばあなたのおっしゃる
とおりだと思います。できるだけあなたの御意見
をくみまして、そのような方向で進める考え方で
いきたいと思つております。

○松浦利(委員) これはまた法案のときにそれぞれの立場で議論させていただきますが、ぜひこの経過措置という問題についてはきびしく対処していただきたい。できれば法律の中で規制を加えることが必要である。できれば経過措置を置かないほうがいい。一年間という長期の経過措置は必要でないということを意見として申し上げておきたいと思うのです。

そこで、環境庁の方が来ておられると思うのですが、環境庁の方にお尋ねしたいのです。霞ヶ浦のこういった別荘団地の開発行為、これは今後の霞ヶ浦の環境保全に重大な影響を与えると思うのです。承るところによると、霞ヶ浦の環境というのは琵琶湖よりも悪化しているということを環境庁の担当官から聞きました。ところが実際にこのこういった山林、原野を分譲して別荘をつくりますと、家庭排水は霞ヶ浦にたれ流しであります。しかもあの周辺では上水道が通っておりませんから、公共用施設は全くないわけでありますかから、全部井戸であります。六千本の井戸をどんど

んあの周辺に掘っていくということになれば、いまでもすなわち水位の問題がいろいろ議論されておるのでありますが、こういった水位の問題というものが出てくる。しかも霞ヶ浦は御承知のように東京市民の重要な水源であります。幸いに琵琶湖のほうは法律ができたのでありますけれども、霞ヶ浦は野放しであります。こういう問題に対して、環境庁から見ても、こういったたまためな開発行為、現に開発が行なわれてしまつておるものに対しても、あるいは別荘として分譲されておるものについても、環境という面から私は規制を加える必要があると思うのです。この点について環境庁のほう

いということは、これは消費者保護の立場から困りますから、消費者保護の立場を考えて一定の要件を具備したもの、先ほど先生のおっしゃったような、開発許可、建築確認を受けていないということをはっきり明示する。さらにまた、具体的な形状とか構造を示さないもの、第三に、販売予定であり、直ちにこれは販売するものじゃないという、この三つの要件、これは相当きびしい条件でございすけれども、そういう条件をつけたものについては、これはいわゆる予告広告でございまして、この三十三条の広告に入らないというようなことであつたわけでございまして、それにつきまして都道府県からそういう解釈を求めてまいりましたので、当時からそういう解釈を建設省ではとっておりまして、室長が連絡事務という形でこれを出したというふうに私も承知いたしておるわけでございす。そういうことでございまして、特別に特殊な経過、背景があるというふうには私も考えていないわけでございす。

それから、公正取引協議会におきまして自主規制を行なつておるわけでございまして、この点につきましては、私も自主規制は大いに奨励して、自主的にそういう自粛をすることはいいこととございすからそういう方向で指導いたしておるわけでございす。ただいま申し上げました三十三条の解釈につきましては、この違反になりますと行政処分なり罰則がかかるという法律の解釈でございす。それでございすのでこれは正しい解釈をするということでございますが、公正取引協議会におきましてはそういう法令ということに關係なく、自主的にみずから規制をするというものでそういう基準をつくつておるわけでございまして、そういう意味におきましてそういうふうな、さらにみずから法律よりもきびしくしているという次第でございまして、これについての違反については、御承知のように協議会できめました、協議会から警告をする、それから百万円の違約金を取るというふうなことの処分があるわけであります。私どものほうの解釈につきまして

は、これは何度も申し上げますが、違反すれば行政処分または罰則が加わるというものであります。御質問につきましては大体そういう点についてお答え申し上げます。

○松浦(利)委員 業者のほうはきびしいのですよ。三十三条というのはまことにきびしい法律ですね。これは処分も加えた非常にきびしい内容の三十三条です。それを業者のほうで、建設省の意見も聞き、公正取引委員会の意見を聞いて公正競争規約というものをつくつたのです。それがこの法律よりもさらに制限を加えておるのですよ。こういうふうにするのですよ、三十三条の解釈はこうだということをきびしくしておる。言われるとおり、きびしくすることは業者にとつてけっこうだと言われるならば、そのとおりだと思ふのです。そうならこういうふうな指導すべきです。政府は、業者自身がきびしくやろうというんだから、そういうふうな全体をきびしく指導すればいいのに、何でもこつこつにけりけり、三十三条の穴抜けになるような、こういうふうなすれば違反になりませんよという通知をなぜ出す必要があるのか。いいですか、こうこういうふうにした場合はこの三十三条に違反しないものとして取り扱うということは何で通知する必要があるのですか。こういうことは必要ないでしょう。三十三条という法律はきびしいのですから、しかも業者みずからが、建設省の意見なり公正取引委員会の意見を聞いて、さらにきびしい規約をつくつたのです。だからそういう意味で、なぜこういふふうにならざる建設省が三十三条の非常にしり抜けになるような方法を具体的に教えてやる必要があるのですか。これがおかしいというのですよ。法律の解釈でしよう。条文の解釈ならなぜこの室長でいいのですか。そういう解釈なら、これは当然局議なり省議を開いてやらなければならぬたいへん重要な問題ですよ。公正取引委員会は、このことは聞いておらぬですよ。かえつて公正取引委員会は迷惑だと言つておるのです。建設省の意見はこの公正競争規約をつくるにきびしいというふうに聞

ておるのです。建設省の意見を聞いてこれをつくつておる。何でもそれをこつこつにゆるめる必要があるのですか。こういう重大な問題を室長だけいいのですか。それならそれでいいです。こつこつにゆるめるのは局議を開く必要なし、省議を開く必要なしというふうな考へておられるのかどうか、一点お聞きします。

もう時間がないので、それと、こういつた問題については、私はたいへん建設行政そのもののあり方を示していると思ふのです。国民のサイドではない、どう考へても業者に顔を向けようとする解釈の資料です。その解釈の資料になるようなことを現実に行つておられる。あなた方はそうでないと言われるけれども、私たちはそう思ふを得ない、現実に見た限りでは、こういう問題について建設省の姿勢を正してもらわなければいかぬ。特に不動産会社に対する姿勢、開発業者に対する姿勢、これはきびしいものを持つてもらわなければいかぬと思ふのです。だから、局長から答弁をいただいたあと、大臣の御所見を、最後の決意をいただいて私の質問を終わります。

○高橋(弘)政府委員 ただいまお答え申し上げます。この三十三条の解釈につきましては、当初から私も、この立法趣旨からいっていわゆる予告広告というふうなものにつきましては、範囲に入らないということとございまして、室長がそういうような解釈を各県の要望に従つて、これは連絡したというふうに私も考へておるわけでございまして、ことさらに最初からきびしいものをゆるめたというものでございまして、いませ

ん。最初からそういう解釈で、この法律の違反となりますと行政処分また罰則がかかってきますから、その法の限度であらうかと私も考へるわけでございす。しかしながら、先生の最後におっしゃいましたような、業界に對しましての指導、厳然たる指導、これはもうごもつともでございす。今後私も十分注意してまいりたいと思ひます。

○金丸國務大臣 実はこの間予算委員会でも先生の質問を承りまして、私もな局長といろいろ話し合つたわけでございす。話し合つた結果は、かようなことを申し上げたわけでございす。どちらにいたしまして国民が疑惑を持つような行政であつてはならない。何でも官僚式であればよいというこつこつばかりでなく、いわゆる不信を招くようなことをやつてはいかない。文書にいたしましていよいよ不信を抱くような文書であつてはならない。こういうふうに私は考へていまして、今後行政の面につきましても厳に戒めてまいりたいと思ひます。

○松浦(利)委員 時間が経過してまことに申しわけないのですが、局長が答えておられないのです。局長がそう言われるなら、これは四十七年七月二十二日の通達です。こういう解釈を出すなら法律が通つた段階で早く出すべきです。この通達は四十七年七月二十二日です。だから、こつこつに法律の解釈について、それは室長でいいのですか、局議や省議や開かなくていいのですか、そのことについてお答えになっておりません。

○高橋(弘)政府委員 内容、解釈につきましては、私もきびしいものがあるわけでございす。その連絡を都道府県にしたというふうな私どもも解釈しますから、一応室長が連絡業務で連絡したというふうにお答え申し上げたわけでございす。ただその法律の解釈はどうであるか、どの解釈が有権解釈であるかということにつきましては、室長の権限ではございせん。これは省としてきめることとございす。

○松浦(利)委員 もうこれで終わりますけれども、大切な問題、公正競争規約、これを公正取引委員会、建設省、業界が話し合つてつくつて、そしてそのあとこれをゆるめるような通達をあらためて出す、そういうときに、ただ室長くらの通知じゃなくて、少なくとも公正取引委員会なりそつこつと連絡をして、明確な方針をとるということになれば、局長名なりそつこつと

やるべきだ、私はそういうふうに意見を申し上げて、これ以上言っても——いいのだ、おれたちのやっていることはこれでいいのだ、こういう御答弁ばかりですからこれ以上やっても水かけ論になります、しかし私はそういうふうに思います。そのことについてどう理解されるのか。建設省は、いやそれは室長でいいという御答弁ですから、これ以上幾ら申し上げてもしょうがありませんから、私はそういうふうに思うという意見だけ申し上げて、私の質問を終わります。

○服部委員長 井上普方君。

○井上(普)委員 私は大臣の所信表明につきまして、先般大臣が述べられました事柄につきましてこれから質問をいたしたいと思ひます。

〔委員長退席、天野(光)委員長代理着席〕

最初のところは決意の表明のようでありました。「以下、当面の諸施策について所信の一端を申し上げます。」と、こうございまして、まず第一番に土地対策が書かれているのであります。ここで土地対策についての文章を読みますと、「いまや、国民的課題である土地問題につきましては、公益優先の観点に立つて、土地が広く公正に国民に利用されるよう、総合的な徹底した土地対策を強力に実施する必要がある」と言うまでもありません。こうおっしゃられておるのであります。それで私は、「公益優先の観点に立つて、」こゝまではわかるのであります。「土地が広く公正に国民に利用されるよう、」というのはいささか意味を持っておるのですか。これがわからないのであります。御質問いたします。

○金丸国務大臣 土地を広く国民に利用ということばにつきましては、いま土地問題が大きな政治問題であることは御指摘のとおりであるわけでございますが、私はその中で住宅問題というふうな問題を考へてみますと、非常に住宅を希望している人たちが多いわけでありまして、また、その住宅に入れない、希望しているけれども土地もない、こういう多くの国民というふうに解釈を願えればいいと思ひます。

○井上(普)委員 そこで、これは文学青年の文章じゃないのですから、政治家としてのお答えをしていただきたい。「土地が広く公正に国民に利用されるよう、」ということはどういう事柄を含んでおるのか。政策としてどういうようにされるおつもりであるのか。この点をお伺ひしておきます。

○金丸国務大臣 これは予算委員会でも、当委員会におきましても、一つの問題点であります。いろいろな問題が提起されておるわけですが、そういう問題がないようにすることがまず第一に必要であらうと思ひます。そうして、土地を一般国民に安く、そうして住宅を安易に得られるようなことを考へてやるべきである、そういう意味で私は申し上げておるわけでございまして。

○井上(普)委員 私は、この「土地が広く公正に」というのは、「広く」というのは土地のスペースのことをいっているのか、あるいはまた「公正」というものの形容詞であるのか、これははなはだどうもわからないのであります。これはさしておきましよう。

その次に、「総合的な徹底した土地対策を強力に実施する必要がある」と言うまでもありません。「と」というふうにあると、その次に「地価対策関係僚協議会において」云々とあつて、地価対策関係のことは暗示せられておる文章になっておるのであります。そこで土地対策要綱——あれは土地対策要綱と通常いっておるようでありますけれども、事実、文章の表現は土地対策についてと、当面の対策と云う文章になっておるようであります。あれで十分だと思ひなされておられますか、どうですか。

○金丸国務大臣 あれで十分だとは思へていませんが、ひとまずあれでやつて、なおひとつその上に、やらないよりまずやるということ、あの案をもつてやるべきだ、こういう考へ方。なお、あの案で足りるか、こういうことになりまして、私は、まだ未熟、そういう感じがいたします。

○井上(普)委員 それでは私は、あれで足らぬところを、あなたのお気づきのところをお示しいただきたいと思ひます。どの点が土地対策要綱で足らないとお考へになつておられるのか。その点はどうでありますか。

○金丸国務大臣 土地が希望しておる国民に安易に入る方法は、あれだけではうまくいかない。そのためには、税制等の問題につきましてもいさ少し考へなければならぬだろう。その他、申告制を許可制にするとか、いろいろ問題が私はあると思ひます。そういうような問題を私も頭の中で考へておるわけであります。

○井上(普)委員 私はあの対策では全く不十分だと思ひます。これは党を離れて、一個人の考へ方から言いますならば、私は、土地国有論、国有制度を打ち立てるその一里づかを本国会あたりでも法律として出すべきではなかったか、このように思ふのであります。まあそれはともかくとしたしまして、いまの資本主義、あるいはまた当面盛んに政府は、いまは自由主義経済の世の中であるから云々と言ひまして、長い資本主義体制を固執せられるような言が最近ちらほら出しておるのでありますけれども、この資本主義の体制の中におきましてもいろいろと矛盾が出てきて、修正せざるを得ない事態になりつゝあると思ふのであります。そこで、土地に對しましては再三再四、当委員会におきましても、あるいは国会全体におきましても、また国の世論といたしまして、土地というものは国民、民族に与えられた天恵の資源であるという観点に立つて、土地によつて金もうけをするというものを規制しなければならぬ、こういう社会的な要請にまで及んでおると思ふのであります。

そこで私は、この地価対策につきまして考へますときに、次に書かれております「まず、」の文章からであります。「まず、全国土にわたる土地利用計画を策定し、土地取引の届け出勧告制と開発行為の規制を強化し、適正な土地利用の確保をはかることとしています。」こう大臣の所信表明にある

のであります。しかし、「全国土にわたる土地利用計画を策定し、」とありますが、現在の日本の国土全体を見渡しましたときに、土地規制をいたしまして、まず第一に都市計画法による市街化区域と市街化調整区域がございまして、大きく分けまして、そのほかに工業地域あるいはまた振興法とか、いろいろ土地政策が出されておりますが、当面私どもが住宅問題の解決のための土地問題という考へを考へましたときには、これは市街化区域並びに市街化調整区域とその他の地域という三つに大きく分けられると思ふのであります。そこで、市街化調整区域の開発行為というものは厳に禁止せられておりますし、その場合の開発というものは、これは届け出なければならぬことになつております。その他のところははいまのところ、あるいは農振法であるとかあるいは工業開発特別地域指定とか新産業法とか、いろいろの法律はございまして、まず大体野放しと考へていいでございまいしょう。しかし、市街化区域におきましては、御承知のように建築基準法というものがございまして、この用途地域というものが法律で規制せられるようになっておる。としますと、この住宅のみに限つて考へますれば、市街化区域における用途地域はこれは法律でできておる。それならば、土地利用計画というものが市街化区域内においてはできておるとするならば、これはもう住宅問題については利用計画というものはできておるのだという認識に立たざるを得ないのであります。そうするならば、あらためてここで全国土にわたる土地利用計画を策定しなければできないのだというふうなことはいふのではありませんか。それならば、この市街化区域における、あととるべき処置というものはおのずから限定されてまいらると思ふのであります。土地政策としてとる方法は、それをいかにするか、今後市街化区域における土地対策につきましては、大臣の方針なり御決意を承りたいのであります。

○吉田(泰)政府委員 仰せのとおり、市街化区域の中では用途地域もきめまして、もつと精密に土

土地利用計画ができておるわけでございますが、なお、都市計画法の開発許可の制度が主として建築物の建築のための土地の形質の変更にとどまっております。その他の工作物の開発行為に及んでおらないとか、あるいは開発許可基準について、緑の保存のような観点のものが抽象的に過ぎて不足しているとかという、まだ不足の面がありますので、そういうものを補強したいと考えております。土地利用計画をさらに積極化するという意味においては、その市街化区域の中ではそのような程度のこととございしますが、最も重要な市街化区域内での土地の供給対策というようにございまして、これは都市計画法とは別個に、いろいろな法制あるいは実態面での事業の拡大というようにございまして進めていきたいというようにございまして、たとえば市街化区域内の、特に大都市圏内の一地域域内につきましては、宅地供給を促進するための何か制度的な新しいものを考えることを検討したいということと土地対策要綱に書いてあるわけでありまして、今後こういう方策を十分拡充強化するようにいたしたいと考えております。

○井上(普)委員 私は、問題になっております住宅問題の解決、これはやはり市街化区域内の問題であると思ひます。そうしますと、いま説明されましたけれども、実際問題といたしましては、お役人が、土地の体制として、制度として考えられるすべての制度を今度の国会に出すつもりがあるのかどうか。それは一体何々なのだ。そうしてまた残っておるのは何々なのか、ひとつ具体的に一つ一つお示し願ひたいと思うのであります。

○吉田(泰)政府委員 建設省で所管として考えておりますのは都市計画法の改正案でございまして、これによりまして、市街化区域内については先ほど申し上げました二点の追加をいたしたいと思ひますが……。

○井上(普)委員 それは何々なのだ。
○吉田(泰)政府委員 工作物のための開発行為についても開発許可の対象にするということ、緑

地保全のような観点からの許可基準を追加するというようなこととございしますが、そのほかに、現在市街化区域、調整区域に分けていない都市計画区域について開発許可制度が及んでおりませんが、これを対象区域に加えないというようなことでございまして、都市計画区域についてはそういうことで建設省所管法律で対処したいと考えておりますが、その他の地域につきましては現在経済企画庁所管で……。

○井上(普)委員 そういたしますと、いま建設省は都市計画法の改正によりまして工作物の規制、緑地保全の問題、この二つ並びに都市計画区域内において市街化区域と市街化調整区域との線引きができていないもの、この三つで大体土地制度というものは完ぺきになると考えられておられるのですか。どうでございまして。

○吉田(泰)政府委員 以上のほか、申し落としました、建築基準法も同時に一部改正いたしました、工作物についても用途規制をその対象とする。したがって、建築物以外につきましても、工作物についても一定のものは確認が要するというにいたしたいと思ひます。そのほか都市計画区域内での土地利用の規制につきましては、どこまでやれば完ぺきかといわれましますと、いろいろ考えられることもあるかもしれませんけれども、現段階においてはそこまでやる。さらに、過剰御審議をいたしまして成立を見ました建築基準法の改正案による新しい用途地域の指定、これを今年度中に終えるように進めておりますから、そういうことをやれば用途地域も八種類ということになつてはなないかと思ひます。用途地域の区分けにつきましてはさらに精密にしたほうがいいとか、あるいは八種類でも、やや用途の混在を認めているような、現状と妥協しているような用途地域が残っているわけとございすけれども、いろいろ現実との対比その他を考へまして、現在のところこの制度によって対処してまいりたいと考えております。

○井上(普)委員 私は、いままで、都市計画法並びに建築基準法の審議を通じて、市街化区域内に建築する土地利用の計画というものはまづほぼ完成に近づいておるものと解釈しておるのであります。補完の問題といたしまして、ただいま都市計画局長から御説明のあった、市街化区域と市街化調整区域とをまだ分けていない土地あるいは緑地保全というような問題は私にはまだあるだろうと思ひますが、これは枝葉末節にすぎないと思ひます。そういたしますならば、これから市街化区域内における住宅問題を解決するために何を政府としてはなさなければならぬか。先ほどの大臣の「広く公正に国民に利用されるよう」という御説明と、何と申しますか、次に出てまいります税制の問題が密接に関係してくると私は思ひます。いままで、土地税制をつくつて、これによって地価の安定をはかれ、あるいはまた国土開発を行なえといふことを、盛んに私ども社会党としまして申し出てまいりました。そのときにいつも政府は、税というものは補完的な性格を持つてゐるものである、そういうふうに出てまいつたのであります。しかし先ほど来の都市局長の話あるいはまた大臣のお話からいたしますならば、市街化区域内における土地利用計画というものはまづできておる、とするならば、あと残つておるのは土地税制ではないだろうか、このように考えられるのであります。

そこで土地税制につきましては「土地の投機的投資と売り控えを抑制するとともに、地価公示を拡充して、公的評価体系の整備をはかります。」と大臣はおっしゃつておられるのであります。しかし、先般私は予算委員会におきまして土地税制につきまして質問をいたしましたので、この点につきましては私は申し上げません。ただこのたび、政府が提示いたしております法人の土地投機税につきましては売買利益につきまして二〇%課税といふもの、これは赤字会社でなければ土地を売らなくなるであらう、本業のほうが赤字になら

なければ土地を売らなくなるであらうというおそれもあります。このことは先日も私は指摘いたしました。そのほかにも、土地税制におきましては、庶民大衆に對しましては、特にサラリーマンにつきましては土地の分離課税を認めておる現在、土地の分離課税は厳格に行なうべきであるとのときも私は主張いたしました。やるべきであると思ひます。そして高率の分離課税をかけることによつて土地の投機的な扱い、特に法人のやり方を規制する必要があると思ひます。もう一つ、売り控えの問題であります、売り控えの問題には、先ほど申しましたように会社の本業が赤字の場合でありましたならば、あの税制によりまして土地は土地税制として七・一%から二〇%の税金を納めればよいということ、一つには会社本業のほうで赤字会社にならなければ土地を売り惜しむという傾向が出てくるのではないかと私は心配するのであります。もう一つは、でありますから、そういうことのないよう本業とサイドビジネスである土地投機とを厳格に分けて、そして片方においての高率なる分離課税をとるべきであるといふことを私は主張いたしましたのであります。しかしそれをやらずに、ああいう税制につきましては、私どもといたしましてははなはだ抜けど道がある税制であるといわなければならぬと存じます。

それと同時に、先般も本会議におきまして地方税法の改正で質疑がございましたが、どうも政府側からの御答弁はなかつたやうでありますけれども、地方税の改正によりましてあの特別土地取得税並びに保有税、これにつきましては、五十税項目にわたる例外措置を認めておるようなのであります。自治省から来られておりますのでお伺ひいたしたいのであります。その第一は、地方財政計画を私ことし拝見いたしましたところ、当年度、初年度であります、土地取得に關する税収入としては十一億でございまして、そしてこれが平年度におきましては三十億という算定をされて

おるのであります。保有税につきましてはどうもその数字が出ておりません。しかし平年度三%の税金でございまして、三十億といふと大体一兆円弱の土地取引としか考えられないのであります。そうすると、いま国内、日本全土において土地の取引額が、これはいろいろ説をなす方々もおられましようけれども、大体五兆円から六兆円、あるいはまたもっと大きいと言つておる方々もおられる。その中で一兆円しかあの特別土地取得税の対象になっていないといふのはどうも合点がいかねるのでありますが、そこあたりをひとつ解説していただくと同時に、五十数項目にわたる例外措置を認めておりますので、とするならば、あの税金のかかるのは一体どんなところなのか、これをひとつ御説明願いたいと存するのであります。

○四柳説明員 第一点の財政計画の点でございすけれども、御指摘のように財政計画に乗つていす数字は取得分だけでございす。それから四十八年度は七月一日からの取得分の課税でございすから、やはりその分が捕捉が若干おくれますから、半年よりちょっと短い期間、大体五カ月くらいの分でございす。その取得分を平年度化した分が三十一億でございす。そこでその保有分の数字でございすけれども、私どものほうは、実は四十八年度の固定資産税の関係の概要調書というものがございす、これを市町村からとつてまいりまして、その概要調書の中であの税金がかかります要件、つまり免税点以上の面積のもの、それから四十四年以降の取得のもの、それからいろいろ非課税規定の該当あるもの、これを全部はつてみませんと幾らになるか、いまのところは正直なところ全然わかりませんが、ただ、いま一兆円云々というお話がございす、したが、私どものほうもこの数字を出しなすときに、たとえば法人企業統計がございす、これは法人企業の、たしか大体資本金一億円と思ひましたけれども、一億円以上の企業は悉皆でございす、全国で約二万近くの企業につきまして年

報ベースと季報ベース、つまり一年間の分と四半期ごとの分につきまして、法人企業統計でバランスシートあるいは財産目録にあらわされた土地の価格が大体出ておる。これを私も参考にとに三千億ないし四千億でございしたか、四十七年の三月期以降が大体六千億とか九千億とか、そういう非常に大きな数字になっておる。です。すからいま御指摘の一兆円云々というのとは大体その程度の数だと私も承知しておる。ただその一兆円弱の中から、いま申し上げました基準面積以上の分を名寄せします分、これは実は相当落ちるのだらうと思ひます。市町村ごとで名寄せいたします、それから指定都市の場合あるいは東京都の場合は区別に名寄せいたしますものから、しかも一年間なら一年間という期間で押えますから、正直なところどうしてもいふ言つた数字の割から二割くらいしかないのじゃないかと、いう見当で実は十二億という数字を出したわけがございす。その取引のうちの大體一割ないし二割くらいがそういう意味の基準面積以上のものではないだらうかという形で出したわけがございす。それから非課税規定につきましていろいろはつしたわけがございす、取得分につきましては大體十一億、三十一億という数字でございす、保有分につきまして、いまちょっと数字は何とも申し上げかねると思ひます。

それから二番目の非課税規定の問題でございす、これはいろいろ経過がございしたけれども、大きく分けまして、人的非課税という形で、国なり地方公共団体が持ちになつてゐる分がまず一つのグループでございす。それから二番目に、相続とかあるいは公共事業の収用の関係とか、そういういわば取得の原因がどちらかと申しますと土地の投機とかそういうものに關係のないグループがございす。これが二番目のグループでございす。それから三番目のグループとしまして、いわゆる用途非課税という形で大きく分けまして、産業関係のものと、環境保全等の

関係のものと、それからその他のものと、こういった形でございす、産業関係のものは、たとえば農業にいたしましても、あるいは地域開発關係の工業立地にいたしましても、あるいは中小企業關係にいたしましても、いままで国がいろいろ計画とか法律とか予算等で助成措置を講じてきたものと、いわば政策の斉合性という意味ではございす、そのわけがございす。そういう意味で、御指摘の、からならないものは何かという点になります、そういういわば政策にそぐわないと申します、あるいは単独でやりになつたものはかかるものだらうと思ひます。特に問題になります法人の山林買入等につきましては、私どものほうも政令できめますときに、森林法の施設計画を持つていない法人の所有する森林につきましては、これは税金をかける予定でございす。それから、二番目のグループの環境關係のものにつきましては、これはやはりいろいろ公害防止施設とかあるいは騒音対策ですとか、そういう関係では、これは非課税とする。どちらかといふと、かかるものはずすわけがございす、それから、とりわけそのほか、かかるものはないのかといふことにつきましては御想像いただければけっこうだと存じます。第三のグループは、収用法の關係とかあるいは現在地方税で非課税にしておるグループ、そういうものでございまして、それ以外のものはやはりかかるというところになるかと思ひます。

○井上(普)委員 だいたいの話を承りまして、大體取得分のうちでかかる部分はわずかに二割くらいという想定でございまして、そうするならば私は、かかる分は何なんだといつてお伺ひしたほうが早いと思ひます。この特別不動産取得税ですか、そのかかるものは一体何なんだ、このほうを聞いたほうが早いと思ひます。いまあなたは、この基準面積は六百坪になつてしましたね。それを三段階に分けておつたようでありすが、法人の山林買入なんかはかかる、こつたやつたのだけが具体的なお答えなんです。かかるのは一体何なんです。取得のうちの二割が二割なんです。何なんです。このほうをいうのが国民には手つとり早いんじゃないですか、どうですか。

○四柳説明員 この税が政策税制という形でお願いしておるわけでございすから、つまり国の政策的意図ではございす、そのわけがございす、そういう意味で、国の政策とは全然別個に、それぞれの企業のベースなり個人の考えで、いわば土地利用計画上そぐわないものにお使いになつたものにかかるとはあらうと思ひます。

○井上(普)委員 わかりました。はなはだ抽象的でございすけれども、国の方針と違つたものがかかる、こつたやつたものを抽象的におつた、さうすると、あの基準面積はそれでいいのでありましようか。その面についてはどうですか。

○四柳説明員 基準面積の三つの段階をとりまして考え方でございすけれども、指定都市等の二平方メートルというものは、御承知のように公有地の拡大の推進に關する法律で、市街化調整区域におきまして土地の取引の場合に知事に対する届け出の面積が二平方メートルであります。つまりその程度の面積というものは、これからは当然届け出の対象になるのではないだらうか、当然規制があつてしかるべきじゃないだらうかといふことが、まず発想のスタートでございす。それから一万平方米でございす、これは工業再配置促進法の規定で、これから移転促進地域から誘導地域に工場がおいでになつた場合に、新設工場が旧工場の敷地面積の五倍までというものが一応特例の対象になります。あるいは所得税等の買いかえ資産の特例が五倍でございす。そこで二千万かける五倍の一千万というものを頭に置いたわけがございす。ただ、これでは荒過ぎるという形で、都市計画のあるところについては中間に五千という数字を入れたわけがございす。

○井上(普)委員 実はずっと大ざつたなきめ方をなさつておると私は思ひます。いま法人の土地取得は、もう日本のはとんどの会社がサ

イドビジネスで不動産の売買をやっておる。これをとめるために一つの政策目標として保有税と取得税をかけるというんでしよう。いま市街化区域の中にあつて、二千平米あるいはまたひとどこになつたら一万平米——これは一万平米の場合にはまた別でしょう。しかしそういうのをたくさん持つというところは考えられませんか。転々として、そして税金のそれをやる。ともかく税法をつくったならば税金は公平にかけるものでなければなりません。抜け道が少しもあるものは防がなければならぬ。われわれがいま予想される、頭の中で考えられる抜け道というものは全部防いで、税の公平さを示さなければならぬと思うのであります。そこで指定都市の二千平米あるいは一万平米、このきめ方というものがまことに大ざっぱであつて、これは土地の思惑買いを規制する税法とはなりがたいと私は考えます。しかも、先ほど来お話しのように、三%の取得税をかける——大体保有税につきましてはあなたの自治省の悩みはわかります。いままでの固定資産税というものは非常に評価が低くて、そしてそれによる統計が低いのでございましょうから、実際の取引との面においてはだいぶ差があると思ひますので、その点については実施しなければならぬといふのが実情だろふと思ひます。しかし取得税のほうには私は予想がつくと思ひます。そうするならば、建設省当局に、これは御存じなのは計画局長ですか、一体日本でいま年間にどのくらいの土地の取引があるのです。三百万件といふものがいわれておりますが、どのくらいあります

りませんが、できる限り調べましてまたお答え申し上げたいと思ひます。

○井上(普)委員 これは大臣、困ったことです。あなたは国土総合開発の中心的役割りをされる、建設行政は国土総合開発の中核的役割りをやられるという、その中において、いま土地税制あるいは土地問題というのは非常に大きいウェイトを占めておる。ほとんど言つていいでしょう。その中で一体いま年間国内でどれくらいの取引が行なわれておるのかというところがわからなければ、これはちよつとぐあいが悪いと思ひます。ともかく土地税制をやるにいたしましても、三百万件といふのはよく聞いておりますが、しかし大体概略でもおつかみになつておらなければならぬと私は思ひます。先ほど土地の取得税につきましては三%で、大体平年度三十一億の税金といつておりますから、この特別土地取得税がかります税金といひますのは、対象は一兆円に満たないんです。年間の日本の三百万件に及ぶ土地の取引が一兆円というふうな数字でないとおわかりだろふと思ひます。いまも自治省の市町村税課長のお話によりますと、かかるのは一割から二割というふうなまことに大ざっぱな話です。一割と二割というたら倍になりますからね。こういうふうな統計があつて初めて政策というものが出せるんじゃないか。どうです、大臣。私は大臣にもう少し緻密なものを策定をしていただかなければならぬことを強調いたすのであります。いま本省に帰れば資料があるんですか。どうなんです、局長。

○高橋(弘)政府委員 これは法務省の売買登記件数で三百万件であります。東京圏で申しますと五十万件でございします。

○井上(普)委員 金額でどのくらいかということをお聞きしておるのです。

○高橋(弘)政府委員 手持ちの資料には件数だけしかございせんからあとで調べまして申し上げますが、金額は法務省の統計であるかどうかかわ

しませんが、この四十四年の民間の土地取引は、いまの資料から五兆五千億の三倍ないし四倍になっているのじやないかと想定せられるじやございせんか。ここらあたりの最も新しい、そして的確なる資料を私にお示し願ふことを強く要求しておきたいと思ひます。それは私も、保有税につきましてはわかるのでございしますが、取得税につきましてはもう少し的確なものをお出しにならなければ、あの地方財政計画ではちよつと困ると私は思ひます。そしてまた、税金がかかるのは一割か二割だといふまことに大ざっぱなお話ではちよつと私はいただけぬのでありまして、これはもう少し、いかに税金が作用するかを考へる場合に、やはり的確なる資料というものはおつくりになる必要があると思ひます。それはそれといたしまして、この点、御注意申し上げると同時に、注文をつけておきたいと思ひます。

それから次に、地価公示を拡充しつつあるんですね、大臣。次の文章に「地価公示を拡充して、公的評価体系の整備をはかります。」とあります。私はこの間も予算委員会で大蔵大臣に質問しております。現在の地価公示そのものに對しては、大蔵大臣はその權威というものを非常に否定なさるような御発言がありました。これは大臣もおられたからよくわかると思ひます。将来、權威ある地価公示額というものを決定したいといふようなお話で、いままでつくられておるこの公示制度を、政府関係の中で、しかも重要關係である大蔵大臣が地価公示制度を否定されるような御発言は私はどうも受け取れなかつたのであります。

いまの公示価格というものは事実そのとおりになつておると思ひます。いまの公示価格というものは、国なり公的機関が買取する場合の標準価格になつておるのです。しかし民間取引におきましては、これは最低価格になつておる。ここに公示価格の權威がない、一つの大きい理由があると思ひます。しかも現在、この間のNHKの敷地とその隣の公正取引委員会の土地との差を見れば、こういうことは一目りやう然なのであります。し

かし、公示価格というものをつくつただけでは意味がございせんので、これを、「公的評価体系の整備をはかります。」とありますが、一体どういうふうにやられるおつもりなのか、お伺ひしたいのであります。

また、大蔵大臣は、固定資産評価額とそれから相続税評価額と地価公示の価格を一本にするような方針も将来考へてみたなどという発言もせられておるやうに承るのであります。この間の關係を建設大臣としてはどういうふうにお考えになつておるのか、将来の公的評価価格というものをどういうふうに今後していくかおつくりであるか、お伺ひしたいのであります。

○金丸國務大臣 公示制度の問題につきましては、まだ国民に周知徹底してないという面もあると思ひます。また公示をしておる地点が少ないという面もありましょう。ことし御審議願つておるのは五千四百ですか、将来市町村にもこの公示制度の地点をつくるというのを考へておるわけですが、まあ二十四、五万地点を考へておるわけでございます。そこで、このままでの体系であるならば有名無実だ、こういうふうな説でございしますが、まさにいまの状況ではそうだと思ひます。しかし、この間もお話ししたのでありますが、NHKの場合には売買ということではなくて入札ということでございます。それから、それに通信委員会がまだ高く売れといふ決議までいたしておるという話で、そこら辺ちよつと事と違ふと思ひますが、どちらにいたしましてもあれは論外で、あんな値は論外だ、こう思ひわけでございます。この問題を、いづゆる公示制度を定着させるためには私の省だけやるべき問題ではない。そこで、自治省、大蔵省と十分話し合つて、できるだけ早い機会に一本にしてまいりたい、このように考へております。

○井上(普)委員 近い将来、固定資産評価額と相続税評価額とそれから地価公示を一本にするお考え方は、これは政府で統一しておるのでございしますか。どうなんです。思ひつきだけでは困るん

です。これは正式にお答え願いたい。

○金丸國務大臣 これは政府、各省間で申し合せて検討することになっておりますから、間違ひありません。

○井上普委員 検討することになっておる。これは正式に決定したのでございますか、どうでございます。そこらのところをもう少し明確にお答え願いたい。

○金丸國務大臣 一本化するということで申し合はせておるわけですから、これは近い将来必ずできる、こう私も信じておりますし、信じていただきたいと思います。

○井上普委員 それは田中内閣の方針だと、こう解釈してよろしいですか。

○金丸國務大臣 それでけっこうです。

○井上普委員 それから次に、「あわせて、宅地開発事業を強力に推進するとともに、公有地の拡大と国有公有地の活用等により、宅地の大量かつ計画的な供給をはかる所存であります。」というのでありますが、この具体的な方法としては一体どういうことが考えられておるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○高橋弘政府委員 宅地の開発、供給についての具体策でございますが、先ほどから御質問ございましたように、まず市街化区域内、これは宅地に元来すべきところでございますので、これを宅地化して宅地供給をふやしていくということが必要になってくるわけでございます。たとえば東京圏について申し上げますと、御承知の市街化区域内が大体三十一万ヘクタールございます。その中でDID面積、市街化されている区域が十七万ヘクタール、残りが十四万ヘクタールあるわけでございます。この中でそれぞれの地域によりまして、その団地としてのまとまり、その他あると思ひます。したがって、まず個別にいろいろ宅地化されていく部分、それから市街化区域の中にある介在農地の部分、これはいろいろな税制その他で処置されると思ひます。私もどなたもいたしましてまず考えられるところをいたしましては、一団のま

まとまりのあるところ、これをまず考えて、その候補地について強力に事業を進めていくということでございます。そういうことで、住宅公団が航空写真で調査をいたしますと、東京圏にもそういうまとまりのあるところが大体四万ヘクタールというところになっておる次第でございます。この市街化区域内についての宅地を具体的に供給する方策をいたしましては、新しく考えておりますのは、

地価協の土地対策要綱といわれるものにもございすように、まず宅地開発の予定のそういう区域というものをきめまして、その中で土地所有者——農地の所有者が多かろうと思ひますけれども、そういう農地の所有者が組合をつくりまして自主的に宅地化を進めていく。そのためのいろいろな財政、税制上の助成措置を考える。そういうための手段は現在もいろいろな助成措置がございす。さらにこれを強化していく。そういうことで土地の所有者が自主的に宅地を供給する。それで、ある一定の期間、いろいろな事情でできない場合におきましては、これは公的な機関が乗り出して宅地造成を行ない、供給を進めていくというふうなことを考えておるわけでございます。そういうふうなことをいたしまして、まず自主的に、同時にまた公的な宅地開発事業を進めてまいります。その手段、方法といたしましては、御承知のようにいろいろな手段、方法がございすけれども、第一番に問題になりますのは、特に東京圏におきましては関連の公共施設の問題であります。水と鉄道の問題、そういう問題でございます。したがって、そういう関係の地方公共団体、特に都道府県知事と十分協力体制をしきまして、特に関連公共施設等につきましては四十八年にも相当これを進めるための予算措置もとられております。こういうことを十分に武器にいたしまして今後の宅地開発事業を推進してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○井上普委員 私は、ただいまの御答弁を承りまして痛切に感ずることであります。それは、先般わが社会党が土地住宅政策委員会では発

表した数字であります。これは、首都圏におきまして御承知のように三十一万ヘクタールの市街化区域がある。その中におきまして市街化されておるのは十七万ヘクタール。ところが、私も調査いたしましたところ、先般も発表いたしましたけれども、大手二十社の持つております市街化区域内における土地というものが九千六百ヘクタールであります。すなわち、残る二十分の一は二十

の大手の会社が持つておると考えて差しつかへございせん。再々言われますように、大手企業といふものはサイドビジネスとして不動産の取得あります。土地取得をやつておる、この現状からいたしますならば、大手法人が持つておる首都圏における宅地といふものは、大体九千六百ヘクタールの数倍に及ぶだろうということは想像にたかぬのであります。としますならば、法人の思惑買い、これに對してきびしく規制を加えて、これを吐き出させる方法を早急にとるならば、直ちに首都圏における宅地の不足というものが解決するのであります。ところが、このたびの税制によつては不十分であるといふことを私は指摘したいのであります。同時にもう一つの問題をいたしましては、区画整理組合あるいはまた都市が行なつております区画整理事業、これを早急に

つくつて、これらの土地を市場に早く追い出していく。ここ一年で大手不動産が持つておる土地あるいは大手法人が持つております土地を吐き出させ、区画整理組合あるいは都市がやつております区画整理による宅地供給事業、これを政府が一年間助成する、そしてこれを市場に追い出すならばたちまちにして宅地供給は過剰きみになります。そうするならば地価の安定といふことはたやすいことであるし、庶民大衆は土地の取得にきゅうきゅうとする必要はありますまい。そしてまた、土地を持ちさえすれば土地は値上がりするのだというこの神話を打ち破ることができると、国の土地政策としても目ざましい発展をなすことができると思ひます。勇氣と決断を看板にせられる田中内閣に、はたしてそれだけの御決意ありやいな

や、お伺いしたいのであります。

○金丸國務大臣 御高説拝聴いたしました。私も非常に感銘いたしましたわけでございますが、どちらにいたしましてこの問題を解決しなければ今日の政治はないということまで極言されておるわけでございますから、あくまでもひとつ果敢に取り組んでこの問題を解決したい、こう決意いたしておるわけでありす。

○井上普委員 時間が参りましたので、最後に私は、大手法人の土地を吐き出させること、並びに区画整理組合あるいは自治体における区画整理事業、このあとの二つにつきましては国が補助金を大幅に出すことによつて、早急に、ここ半年くらいでも計画の中のもの市場に出すことができす。それからもう一つの、法人につきましては税法の問題、あらゆる手段を駆使いたしまして出すならば、首都圏における宅地不足なんというものは一発で解決するし、地価の安定に役立つというところを申し上げて、大臣の果敢なる実行を期待いたしまして質問を終わります。

○金丸國務大臣 ありがとうございます。

○天野(光)委員長代理 浦井洋君。

○浦井委員 大臣の所信表明に對して、共産党の三番手として私質問をしたいわけなんです。引き続いて土地問題についてお尋ねをしたい。

〔天野(光)委員長代理退席、委員長着席〕
いまもお話が出ましたけれども、この所信表明を見てみますと、大臣は、「第一に、土地対策についてであります。」と、同じ文章であります。が、「公益優先の観点に立つて、土地が広く公正に国民に利用されるよう、」というところで、いまのお話ではこの後段が問題になっておったわけなんです。が、私はひとつ「公益優先の観点に立つて、」というのとは一体どういうことなのかという点について、しばらく大臣とお話をしてみたいと思ひます。公益優先の観点をどういうふうに考えられるのか、どういふ観点なのか、まず大臣のお考えを聞きたいと思ひます。

○金丸國務大臣 私は土地の問題につきまして、土地は商品ではないという考え方、そして土地は公益を優先すべきものである、土地は私有権というものを相当抑制できる、こう考えておりますし、公益優先とは、いわゆる国民大衆の願いと申しますか、希求しておるものを政治的に解決する、こういうことであろうと私は考えております。そういう意味で、この土地問題については、先ほど来申し上げましたように、この問題を解決しなければ国民の住宅問題の解決はできない、宅地問題も解決できないという意味で、こういうことが公益優先。その中でももちろん公共の仕事をする、道路の問題もありましょう、住宅の問題もありましょう、いろいろあると思うけれども、そういうものをひくくするめたものが公益優先、たとえば土地を持つている個人だけを対象に考えるべきじゃない、こんなふうに考えています。

○浦井委員 土地がほとんど生産される商品でない、そして国民大衆が希求するようなものを政治的に与えたい、こういうことが公益優先の、大臣の言われる定義だというふうに私理解したわけなんです。私も抽象的には異議はないわけなんです、公益優先、あわせて公共性というものの中身をもう少し聞きたいと思うわけです。

私、つい最近読みました新聞報道で、ある学者が「公共性の中身について」ということで書いておられるのです。要するに、公共性というものはある程度時代によって推移する。何のためにそれが公共と認めるかという問題がある。だから私が思うのには——これは学者ですが、一般的には、だれでも自由に利用でき、特に社会の弱者、弱者を保護するものでなければならぬ、これが公共性の中身の問題です。こういう意見を述べておられるのを私拝見したわけでありまして。私は妥当な意見だと思いますが、大臣、こういう意見はどう思われますか。

○金丸國務大臣 私が申し上げた中に、いま浦井先生がおっしゃったことも含んで私は考えております。

○浦井委員 先ほど大臣のお話の中で、公共の土地の問題に触れておられたわけなんです、確かに小学校や中学校の用地であるとか公園であるとか、さらには住宅、こういうような住民の生活環境の施設のために使う土地は、憲法にいう公共の福祉に適合するものであるというふうに思うわけなんです、これは大臣どうですか。

○金丸國務大臣 そのとおりであります。

○浦井委員 しかし、最近いろいろ批判があるわけなんですけれども、きょうは企画庁から下河辺局長も来ておられるわけなんです、臨海工業地帯の開発について、あるいは産業道路をつくるとか、最近よくいろいろなところに通産業務センターをつくるというところがずつと行なわれてきた。いまもなお行なわれておるし、今後も行なわれる可能性が非常に強いわけです。こういうものの土地利用というのは一体公共の福祉に適合するかどうか。真の立場からいって、国民の望む公益、公共の立場に適合するかどうか、その辺のところを大臣にお伺いしたいと存じます。

○金丸國務大臣 流通機構の整備という点から私には必要だと思えます。ただ、その流通機構が一つふえたために国民にそれがしわ寄せになるのはいかぬ。そういうものができるとなると、国民はその負担が軽減される。負担と申しますか、いろいろのしわをかぶるにいたしまして、軽減されるというふうなものではない、軽減されるというふうなものでなければつくった意義がない、こう考えております。

○浦井委員 流通業務センターですか、こういうものについては大臣の御意見をお伺いしたのですが、たとえば公共の立場でつくるのだというふうにいわれておる広い産業道路、だれが見ても産業のための道路のようなものであるとか、あるいは先ほど申し上げたような、すでに瀬戸内海沿岸などにどんどんつくられておる臨海工業地帯の造成、こういうようなものは一体どうなんでしょう。

○金丸國務大臣 いろいろその場所場所によりまして、地域住民の状況もありますし、環境もあり

ますし、その状況によって判断すべきだと私は考えております。

○浦井委員 地域の状況によって判断すべきだということ、これは、公共の福祉に適合しておらなかったようなものもあったということなんです。

○金丸國務大臣 なかったかということについては私はずばりかたにしておらないわけでございますが、先生の御質問でございましてからあえてお答えをいたしましたわけでございます。

○浦井委員 私、医者でございますが、大臣、少しおからだの調子が悪いというふうに仄聞しているわけなんです。やはり心にもないことを言われるのは病氣にも悪いわけです。思っておられることをひとつ率直に出していただきたいと思うので、そこで、ちょっと角度を変えてもうしばらく大臣とお話をしたいのですが、いま当委員会でも土地問題の解決が非常に叫ばれておるわけなんです。国民大衆も土地問題に関心以上のものを持っておるわけなんです、国民の望んでおる、あるいは必要としておる土地というのは、大臣、一体何なのか。先ほどの話でこれに合わせてみますと、住宅あるいは公園、そういうような生活用地なのか。それともいままでの産業道路であるとかあるいは公害を発生するような工業地帯なのか。一体どっちなのか、端的に。大臣は庶民政治家であるというふうには私は考えておりますので……

○金丸國務大臣 私は住宅だと思えます。

○浦井委員 よくわかりました。その点をひとつ私も記憶に残しておきたいと思えます。

それからもう一点、大臣にお聞きをしたいのですが、そういう大臣のお考えからいいますと、いま問題になっておりましたいわゆる大商社、大不動産業者、こういう企業が非常に広い土地を買い占める。明らかに投機的ななけりを持ってやっておりますわけなんですけれども、こういうこと一般について大臣としてどういうふうに思われるか、この点を聞きたいと思う。

○金丸國務大臣 大臣としてということより政治家として、私はこういう姿を見て、ことに土地不足を国民が訴えているのに、大商社あるいは法人がこういうものを買い占めて利益追求に走っており、こういうことについては非常に憤りを感じております。企業ですからもちろん営利も考えなくちゃならぬと思いますが、しかしそれには限界がある。国民の今日のこの切実な住宅に対する要求というものはちよつとはかり知れぬものがあるだろう。そこに今日私権の抑制という問題も、先ほど来から申し上げました公益優先という立場もあつたところから出てきた、こういうことで私は考えております。

○浦井委員 非常に大企業、大不動産業者の投機的な土地買い占めに對して怒りを持っておられる、憤激を持っておられるということなんです、その怒りの状態、憤激の状態のままでひとつ私の質問を聞いていただきたいと思うのですが、自治省は来ておられますか。

具体的問題をお自治省にお聞きをしたいのですが、岡山県の久米郡久米町で、三菱商事と三菱地所が事業主体になって久米開港事業というものをやるために約四百ヘクタールの土地を買い占めた、こういう事実をお自治省は知っておられますか。簡単に答えてください。

○近藤(隆)政府委員 けさほど県のほうへ問い合わせまして、そういう事実があつたことを承知しております。

○浦井委員 ところが、久米町、岡山県、企業、それから岡山県の開発公社、四者の協定書なるものを見ても、役割りがそれぞれ書いてあるわけなんです。まず、岡山県の開発公社は現地の用地を取得するために企業にあつせんするということが書いてある。そうして、そのあつせんが円滑に行なわれるように岡山県と久米町はこれに協力をするということが協定書に書かれてあるわけなんです。現に私、岡山県のがわの県会議員などに問い合わせますと、その当時、これは四十六年ごろですね、岡山県の開発公社は三菱

のために——ためにといいますが、結果的にはためにということになるのですが、土地を県の開発公社が買いまくって、三菱商事、三菱地所の代行をやっている。県の開発公社というのも、実際には岡山県の企画部の地域開発課がやったという報告を受けておられるわけなんです。それから久米町の当局も、そこに住んでおられる農民の方々に、町の発展のためだからひとつ売れというように、住民の立場から見ればやはり圧力になるようなやり方で土地の売却を迫っておられるわけなんです。こういう事実も知っておられますか。

○近藤(隆)政府委員 久米町は御承知のように過疎団地でございまして、その地域の振興をはかるために、先生のいまの御指摘よりも相当前になります。昭和四十四年に久米町の議会のほうにおきまして、工場あるいはレジャーランドといったようなものの誘致をしたいということで、この種の土地の買収を県のほうへ頼んでおるといような事実がございまして。

○浦井委員 私は、久米町の町長さんなりあるいは議会なりが、過疎を何とか防がなければならぬということであるいろいろな努力をされておられることは認めるわけなんです。そこで指摘したいのは、こういうように地方自治体とか県あるいは県の開発公社が、三菱という大企業のために土地買収をするというようなことは、これは自治体の側から見てはたして許されることなのかどうか、これについてひとつお聞きしたいと思っております。

○近藤(隆)政府委員 三菱という特定の企業がやることはいいか悪いかという問題ではないのじゃないかと思えます。その地域をどのように町づくりをしていくかという問題でございまして、その町づくりをふさわしい開発を行なっていくかどうか、問題はそこが焦点になるのでございまして、どこがどうという問題では実はないのではないかと、そのように了解しております。

○浦井委員 事業主体は三菱地所と三菱商事でしよう。どこがどうということはないでしょう。

○近藤(隆)政府委員 この場合におきましては、その地域をレジャーランドといたしまして三菱商事のほうが開発するというところでございまして、町のほうでそういうレジャーランドをつくるということであるなら、それが地域にふさわしいような形ででき上がるようにいろいろその会社等とも協定を行なうて開発していけばいいのじゃないかと思っております。

○浦井委員 ものの見方が全く反対になっておると私は思うのです。だから私はその返事にはびつくりしたわけなんです。これはもう全くの序論でやろうと思っていたので、ほとんど話を進めずけれども、ところが三菱商事は当初、四十六年に着工して五十一年の三月に完成をするという目標だった。そこでそれに間に合わせるようにということで、県の開発公社も、それから久米町も、みんな農民を誘導して、農民は用地を売って受け入れ体制を整えた。ところが三年たった現在に至るまでもいまだに着工をしておられない。当然その間、三菱が買収した用地というのは地価がどんどん上がっている。現地からの報告によれば五倍から十倍に上がった。五倍というふうには仮定しても三十億ぐらいもうかっているというところになるわけなんです。だからそれと逆に久米町全体は非常に大きな損失を受けたし、特に用地を売ってしまった人たちはその後生活設計も立てられないというところになるわけですね。だからそういう状態に対して自治体は、いまのお客の観点からいくと私はむしろ、それはそうかも知れませんが、私も国としてもやはり責任があるのではないかと。政策として久米町なら久米町の過疎を生んでおいて、大にお金をすかさずおいて、そこへまんじゅうを与える。飛びつくのはあたりまえです。その中に毒が入っている、こういう現象なんです。私は国に責任があると思うのですが、自治体はどうですか。

○近藤(隆)政府委員 この土地につきましては、四十六年の十二月に三百八十九ヘクタールの用地を県公社から三菱地所に譲渡した旨の登記が行な

われております。それから農地の転用の許可でございまして、これは使用目的についていろいろ議論されたこと及びこの地域に文化財が埋没しておるといふような関係がございまして、農地の転用許可がおりましたのが四十七年の八月であるということをお聞きしております。それで四十八年になりまして着工しようとしたところが、この地域がちょうど中国縦貫道の地域に当たっており、かいうことで値段が非常に上がってきておる。だからむしろ安い値段で売ったのと均衡がとれないというふうなことで、住民の一部の方々からこの一月になって問題が起きてまいりまして、現在、町におきましては賛成派、反対派が入り乱れて議論をしておるといふような状況でございまして、県は町民の意向がどういふふうになっていくのかというところを現在見守りつつ適宜指導していくという態度をとっております。

○浦井委員 三年間工事がおくれた。理由はたとえば文化財があるのだとか町の住民の意見が分裂しておるとかいうような、そういう、現地に責任をなすりつけておられるわけなんですけれども、現実には、私が申し上げたように三年間土地を寝かせておいただけで三十億もうかっているわけなんです。しかも三菱地所なり三菱商事なりはそれによって企業として担保能力が高くなって、またほかで、目に見えないところでもうかっているわけなんです。この事実を一体どうするのかと私は聞いています。

時間がたつてからその次の問題に進みますけれども、そこで、いまあなたが言われたように地元の者がレジャーランド対策協議会をつくって、これには四百十二名のものと地権者の八〇%から九〇%加盟しておるといふことなんです。そこで三項目の要望を出しておられるわけなんです。ちよっと読み上げてみますと、売った価格と現在の地価との差額を支払え、これが一つ。第二は、耕地の大部分を売った者には雇用を保証せよ。三番、これらが聞き入れられないときには全部の土地を返

せ、という要求を三菱地所と三菱商事、すなわち事業主体に突きつけておられるわけなんです。私はこれはもつともな要求だと思ふ。だから国として——いまの自治体の答えでは、その姿勢ではなかなかうんと言わねえでしょう。こういう住民の協議会に入っている人たちの要求が実現できるような援助措置を私は講ずべきだと思うのですが、どうですか。

○近藤(隆)政府委員 御承知のように、これはその地域をどのような方向で今後発展させていくかという町づくりの一環の問題として起きているわけでございます。先生の御指摘のような、一部の方々からそういう意見が出ておることも事実でございまして、現在、町の中で町議会が二つに割れていろいろ議論をしている最中と聞いております。町の意向が、この収拾がつかまされてどういふふうになっていくか。その過程におきまして県も適宜指導をするということでございますし、われわれも適宜情報を取り、必要な指導は行なっていくかと思っております。

○浦井委員 一部の人のいうが、さっき私が言ったように、四百十二名のうち八〇%から九〇%の人が結集しているわけですよ。そうしてこうした三項目の要求を企業に対して突きつけておられるんです。適宜指導というふうななまなまっちょるいことを言わねえで、やはり自治体は住民の立場に立たなければいかぬと思う。

そこで具体的に、農民が土地を売ったのは四十四年ですか、四十四年に土地を売ったときの条件として、三菱グループがレジャーランドをつくって、土地を失う農民を雇用するということになっておる。そのレジャーランドができてないわけなんです。これは地元の人に聞きますと、個々の契約書の中には書いておられないけれども、明らかに紳士協定としてそういうことをかわしたのだ。しかもさっき言いましたこの協定書にも雇用の問題がはつきり書いてあるわけなんです。ということになると、契約違反か協定違反か、そういうものの

になると私は思うわけです。これは果やあるいは公社に責任があるというふうに思うわけですが、これについての自治省の見解はどうですか。

○近藤(隆)政府委員 その協定書の内容がどういうふうなもので、そういうところからいって、現在の段階で承認したとしておりませんけれども、そういうことも含めましていろいろ町の内部で現在論議がされておるようでございます。そうしてこの問題はまさに地方の意向を最大限に尊重するということが、私は地方自治の本旨ではないかと思っております。

○浦井委員 ことばの上ではかっこうのいいことを言われて、内容は全くないわけなんです。自治省は。こういう例は私は全国至るところにあると思う。自治省も御存じのように、同じ岡山の備中町にはもっと大規模なこういう話があるわけなんです。そこでは土地を初め売り渡ったために村八分をされるという現象が起っているわけでしょう。これはもう報告を受けているでしょう。それから兵庫県の波賀町、ここでも町長と西武化学が覚え書きを交換して、町は開発事業に他の業者と契約をしない、町は国有林の払い下げ買収に協力するというようなことを交換して、西武化学から町に百万円を供与しておるといふようなことで、これが問題になって、町長は辞職をして、町議会は去年の十月解散する。その後選挙をやりまして、おかげでわが党は躍進をしたわけでございますが、そのほか至るところにこういう話があるわけですね。これはや

はり自治省として考えなければいかぬと思う。過疎の町が困っているわけなんです。これはやぱり入っていく。当然町の實力者と癒着をして、その中でいろいろな違法行為や脱法行為や、ときには汚職まで生んでおる、こういう実情なんです。それでデベロッパは一方でどんどんもうける。農民は土地を失って流浪の民になるわけですね。だから隣近所のいまでも保たれておった平和な関係、近隣関係、こういうものも破壊されていっておるわけです。こういうこと全体に対して

一体自治省はどのように認識をし、どのように指導されておるのか、最後にひとつ聞きたいのです。

○近藤(隆)政府委員 各地域に開発が行なわれるに伴いまして、いろいろなそういう摩擦が生じておることは承知しております。それに土地問題が非常に大きな輪をかけておるといふ気がいたします。基本的にはそういう問題の解決ということが必要なんです。先ほど来お答え申し上げておりましたように、自分たちの地域は自分たちでつくる、それがまさに地方自治でございますので、その地域住民の意向を最大限に尊重して、それが生きるようにいろいろな援助の手を差し伸べていきたいと思っております。

○浦井委員 非常に抽象的な美文調のお答えをせられたわけですが、そんな措置で私はデベロッパの横暴は押えられないと思うのです。そうことばの上で言われるなら、もっと実態に即した、ほんとうに住民の立場に立った行政指導をやれということを私は要求したいと思うのです。

少し話を交えて、そういうことを大臣に聞いていたが、建設省にひとつお尋ねをしたのですが、これは建設省の住宅局ですか、四十六年から五十年の五カ年の間に九百五十万戸の住宅を建てる。それに伴って宅地供給計画を持っておられるわけですが、これは七万五千ヘクタールですか。そうすると、この計画の進み具合をひとつ教えていただきたいのです。

○高橋(弘)政府委員 御質問の第二期住宅建設五カ年計画の新規必要宅地供給量、これは七万五千ヘクタールでございます。この中身は、御承知の住宅公団とか公共団体という公的機関で施行するもの、これは地方団体の区画整理事業も含めましたものですが、そういうものが大体四割でございます。この四十六年度の進捗率は大体一七・三%。それから区画整理組合施行の土地区画整理事業、それから民間デベロッパの個別宅地造成、そういうような民間のものが大体六割でござ

います。この四十六年度末の実績は大体二〇%ということでございます。合計しまして四十六年度は一八・九%、これは当初計画と大体まああてがっています。なお、四十七年度につきましても、大体の傾向を申し上げると、公的な宅地開発事業、特に公団の事業はややおくれぎみでございます。しかしながら区画整理事業、これは当初の計画より相当伸びておりますので、まあ四十七年度までは大体当初計画どおり進むのじゃないかというふうに考えております。

○浦井委員 予定どおり進んでおるといいますが、一〇%が五年間のうちにやらなければならぬノルマですから、あまり安心もできぬと思うのです。その中で公団の話が出たのですが、住宅公団の首都圏における四十七年度の実績、これはどうですか。

○沢田政府委員 御存じのように、公団の宅地に關しましては二つの部門がございます。一つは住宅建設に伴います宅地の需要、もう一つは宅地造成でございます。そして四十七年度におきまして目標、これは両者を合わせまして大体七百三十ヘクタール、目標はもう少し大きかったわけでございますが、七百三十ヘクタールというところになろうかというところでございます。なお、四十八年度につきましては千三百六十ヘクタールを目標に買

い進もう、あるいは造成を進めよう、こういうこととでございますが、先ほどの四十七年度の七百三十ヘクタールの中身が、二百二十ヘクタール、これは私先ほど申しました住宅建設部門でございます。また四十八年度につきましては三百九十ヘクタールが住宅建設部門でございます。九百七十ヘクタールが宅地開発部門でございます。これらの結果、私どもの住宅建設の所管のほうでどういうことになっておるか申しますと、大体四十七年度につきましてはほぼ建物を建てる敷地はあるわけでございます。ただそれがなかなか建たないという現実があるわけでございます。それから

四十八年度につきましても、住宅建設につきましてもは相当部分の用意ができておる。ただそれが今後建たなくなるかもしれない。そういうようなことでございまして、むしろ住宅建設部門では宅地の量の問題よりも建設が実行できるかどうかというところに、特に関東周辺ではそこに問題があることをつけ加えておきます。

○浦井委員 計画局長と住宅局長のお話、少しニュアンスが違ふ。沢田さんのほうは実態をある程度言われておるというふうに私思うわけなんです。そこで公団の場合ですね、これはもう新聞にもよく報道されておるうちに、四十八年度に公団住宅を、分譲、賃貸合わせて差し引きマイナス八千戸ということになっていきます。公営住宅のほうの建設もやはり、先ほどのお話からも推測されるようにあまり進んでおらない。四十七年十二月現在で予定の五〇%に満たないという数字を聞いておるわけなんです。建たないということにいろいろ原因があるだろうと思うのです。土地が一つの大きな問題であることは私間違いないというふうに思うわけなんです。沢田さんどうですか。

○沢田政府委員 公団につきましては先ほど申し上げましたように、四十八年度までの相当な手配をすでに土地につきましてはしておる実態でございます。しかし買うところがだんだん遠隔化していく、そういうようなところでもまだ問題が残っていつております。また、端的に申しますと、いま公営住宅の問題が出ましたけれども、これは大体年度末で三大都市圏では七〇%以上着目して見ますと、ここに大きな宅地問題が出てまいっております。たとえば多摩を急速に早める、そういうふうなことはございまして、あとはやはり営々として土地を買取りしうがない。こういうことで、東京都につきましては四十七年度につきましての年度末の発注量というのはおおむね二〇%程度になるだろう。これはもちろんその後引き続いてやるわけでございます

つくる段階と、かなりの時間をかけて慎重にやりたいということがございますので、その間に不動産業その他がその地域であられることを避けるためには、やはりその特定地域制度とは別に、その不動産業その他があらばれざるのを押さえるべく、特別地域制度をつくりまして、まずそれで押えた上で十分指定計画について慎重さを期したいと思います。

○浦井委員 そうすると、まず先に特別規制地域の問題についてお尋ねしたいのですが、これはたとえば首都圏の近傍などに指定されるのかどうか、具体的にどういうようなところを指定されるのか聞きたい。

○下河辺政府委員 まだ検討中でありまして、けれども、私どもの腹づもりとしては、特定地域制度をやります場合は事前の行為として必要であるということが一つございます。それを典型的な例として検討しておりますが、今日、大都市の周辺におきます宅地供給からかんがみて、やはり異常な事態であるという場合には特別地域制度が指定できますように現在検討しております。

○浦井委員 そうすると、近い将来に首都圏などでもこの指定は行なわれる可能性は多分にあるというふうに理解していいですか。

○下河辺政府委員 現在その方向で各省と相談を始めております。

○浦井委員 前に返りまして特定地域の問題なんです、四つ言われた。私は一、二にも少し問題があるだろう。都市公園の問題など、いろいろわが党として反対をしたいきさつから問題があると思うのですが、一、二はそれでも理解はできる。ところが三、四ということ、三番が産業基盤、四番がいわゆる交通ネットワークということになってまいりますと、これは特定地域ということと今度の土地対策要綱の非常な目玉商品ということで喧伝はされておられるけれども、やはりいままでの産業優先型から脱却しておられない。脱却しておられないというよりも、むつ小川原、志布志というようにところが当然三番などに指定をされるというこ

とになってくるわけですから、これは国民の現在願っておる生活用地の確保のための指定というようなことからは全く逆になってくるのではないかと、いうふうには私は思うのですが、その辺の御意見を聞きたい。

○下河辺政府委員 いま検討しております特定地域制度は、その一つの特色といたしまして、現在の土地利用その他生活環境が一つの開発の目標によつて変化していくということが一つの特色でありまして、その変化をどのように調和あるものとして進めるかということの、開発計画の段取りをつける法律として一つ考えております。そのために、いま御指摘いただきました三番目、四番目の特定地域につきましては、工業を開発することが産業優先であるというふうに考えるのではなく、工業を開発する際に地域の方々の話し合いなりあるいはその調和というものをどのように求めるといふことが実は重要であつて、その際に地域の方々の生活環境なりあるいは自然環境をどのように保護しながら工業開発を進めたいといふことを、その場でディスカッションしていただくものとして特定地域をつくりたいと考えておりますので、御了解いただきたいと思ひます。

○浦井委員 話が一番の核心に入ってきたと思うのですが、私は反対なんです。そういう、下河辺さんが言われたようなことが実際に日本の国の中にどこで実現をされたのかというのを私は聞きたいと思ひます。やはりいままでのそういうやり方、今回考えておられるようなやり方をすれば、もう時間がないので端的に結論を申し上げますけれども、公害を日本列島全体にばらまきというふうなものにならざるを得ないのではないかと、いうことを私は指摘をしたいと思ひます。そういうことを私は出ました特別規制地域の問題について、先ほど私がこれから言いたいと思ひますけれども、これは私もこれから言いたいと思ひます。すけれども、やはり住宅逼迫地域というところの土地売買を許可制にするというふうなことで、われわれの要求しておつたような方向に一

歩近づいたのではないかと、いうふうに考えるわけでございます。しさいを検討してみなければわからぬわけですが、そういう方向で特別規制地域というものをひとつ活用してもらいたいということを私は思ひます。あめとむちで、あめだけにしたいでございます。むちはもうとつていただいたというふうに思ひます。

もう少し長くやりたかつたわけですが、時間が二十八分ぐらひです。最後に建設大臣あるいは建設省にお伺いしたいのですが、もうすでに私も、主眼は大田御承知だと思ひます。すけれども、関東農政局調べによりますと、関東地域一都九県で民間の土地所有は三万三千四百ヘクタールある、こういう数字もあるわけですが、だからこういう土地の一部を国民の、あるいは都民の望んでおる生活用地に回すならば、いまの土地問題というものはかなり解消するのではないかと、いうふうなことがわが党前から主張をしておるわけなんです。それをたとへば成文化いたしますと、当面住宅難のひどい東京五十キロ圏、大阪四十キロ圏、名古屋三十キロ圏の三地域を指定して、そうしてこの地域内の大企業、大土地所有者の土地を適正な価格で自治体などの公共機関が収用をして、住宅用地などの公共用地として活用する。私は決して無理な政策を言つておるつもりはないわけなんです。ひとつ大臣、この私の提案を十分に検討をしていただいて、もう都民、国民は土地問題を基盤にした住宅難のために非常に困つておるわけなんです。だから、(や)はりことばでございましてけれども、大臣の決断と実行を期待をしたいのですが、大臣の決意はどうですか。

○金九國務大臣 土地問題は住宅問題を解決するということでありまして、また先般私は恒例の財界の人たちと懇談会がありまして、そのおきにも土地問題を訴えたわけですが、そのときも財界の一人は、この際適正な価格でこの土地の困窮しておるときに提供すべきである、利益追求すべきではないというふうな考え方を述べてくれた人もあるわけですが、私は土地というものは商

品ではない、こう申し上げた。あるいは土地というものは国民のいわゆるともに持つ領土だ、こういう考え方からいへば、この際当然勇気をふるってやらざるを得ない。そうして、一番政治問題になつてこの問題を一日も早く解決したい。そこで、大手業者にできるだけすみやかに出してもらうわけですが、なお一段と手放してもらふようなことを要請をいたしたいと考えております。

○浦井委員 きよりの委員会でも大臣は財界人と懇談したということを再度言われたわけですが、財界人と懇談をされるのなら、ほんとに住宅やあるいは土地に困つておる庶民ともじかにひざを接して懇談をしていただきたい、こういうふうにも思ひます。それはいいですか……。

そこで、きよはデベロッパの問題を取り上げたわけですが、総論的に申し上げますと、これはもう、たとへば転売の意味も、さつき言われたようにころがすというやり方、売り渡すというやり方、一部だけ売つてあと値上がりをするというやり方、さまざまなやり方でどんどん地価が上がつていくということで国民の憤激を買つておるは大田も十分御承知だと思ひます。こういうような民間デベロッパの土地所有のあり方というものは、憲法二十九条でいう公共の福祉に適合しない状態であるというふうに私は思ひます。大臣の所信表明のことばをお借りして言うならば、さつき言ったように「公益優先の観点に立つて、土地が広く公正に国民に利用されるよう、」というおことばともこれは矛盾をするし、一致しないというふうに私は思ひます。大臣どうですか。

○金九國務大臣 大手業者、大手企業あるいは法人、こういうものの持つておる土地を法律的にこれをやる、そして提供させる、こういう問題は相対論でなければならぬと思ひます。す、要しては、今日この土地の問題に対しては、土地の私有権の抑制という問題も相当前進してきておるというところは浦井先生も認めておられるように、

私はこの問題はそういうような考え方で行くわけですが、いま右から左に、浦井先生のおっしゃる通りにこの問題を法的に取用するようなことはできないんじゃないかと考えます。どちらにしても、土地は私物ではない、こういう観点で私たちは強く要請したい、こう考えております。

○浦井委員 これはやはり大臣も徹底した土地対策を実施したい、こういうふうに言われているわけですから、私の一時聞かされたように、公共の福祉に合わないような土地所有形態というのは、合うように改めるべきだ。これは大臣異存なからうと思うのですが、だからさしあたっていま問題になっておるデベロッパの悪い占めの土地というものは、私は取用してもよいと思うのです。取用法を見ても、あれは第三條の三十号ですか、そういう点では、公団や公社、自治体が行うかと思えばやれるわけでしょう。だから、非常に市民の憤慨のもとで地価のつり上げをやっておるところの民間デベロッパの非常に不正常的な土地保有の状態にメスを入れるべきだというふうに私は主張をしたいと思うわけです。この点についてひとつ大臣の御意見と決意を聞かせていただきたいこと、もう一つは、先ほどからずっと強調されておるように、総合商社であるとかあるいは金融機関であるとか私鉄であるとか、本来宅建業者でない事業の企業がどんどん宅建業の免許をとって土地買入れに精を出しておるといふような事実も、これは明らかなんです。だからこういうものも禁止すべきだといふふうに私は思うわけなんです、この二点について最後に大臣の御意見と決意を聞かせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○金丸国務大臣 私は取用という問題につきましても、建設省はほんとうによだれのたれるほど土地はほしい、こういうことですから、いかような方法にしても土地をいただくことについてはいたしたい、こう考えておるのですが、しかし政府というものは建設省だけではありません。しかし先生の考え方は十分傾聴させていただきます。私も、土地というものは私物でない、いわゆる公共優先だ、こういう考え方で行きたいと思っております。また全然営業の違うものが宅地の免許を持つておる、この問題につきましても、宅地業法という問題についていま一回考え直さなくちゃならぬだろう、こう考えていますから、十分研究してみたいと思います。

○浦井委員 考え直したいというのはどういうことですか。それだけ。

○金丸国務大臣 考え直したいということは、前向きに洗い直してみたいということでございます。

○服部委員長 有島重武君。

○有島委員 貴重なお時間をいただきました、若干の質問をさせていただきます。

田中総理の日本列島改造論によりまして、「これまでの道路整備は延長を伸ばすことに重点が置かれていた。これからは質の時代である。騒音や排気ガス、ホコリなどの道路公害を解消しなければならぬ。そのためには道路と沿道の土地利用を一体的にとらえ、幹線道路には植樹帯をたつぷりと、緑のベルトを日本じゅうにめぐらすことが必要である。」まあ列島改造論、いろいろ批判はありますけれども、こうした部分は私も心から賛同したいと思うわけでありまして、昭和四十八年度から昭和五十二年度にかけて第七次道路整備五カ年計画が実施されようとしておるわけでありまして、この第七次五カ年計画におきましても環境整備ということが非常に重要なことではないかと私は思っておりますけれども、大臣の御見解を承っております。

○金丸国務大臣 お答えいたします。

道路の問題につきましては、昭和四十八年度を起点として五カ年計画を改めるといふことでございますが、私は、先生からもいまお話がございましたように、いわゆる道路整備、こういうことについては非常に共感を持つものであります。ことに、道路はいままではつくればよいということであつたが、これからはまさに質と量で、たとえば

交通の安全のことも考えなければならぬでしょうし、あるいは排気ガスのことも考えなくちゃならぬだろうし、いろいろ考えなければならぬと思っております。その一環の中でいわゆる人間尊重という立場で考えるならば、酸素、窒素という立場から考えてみましても、炭酸ガスという立場から考えてみましても、青いものというものは当然多く、植えられるところはできるだけ植えるべきだ。ことに私は、東京のいわゆるあいているところにどこでもいかに木を植えたい、こういう考え方まで、極端ですが、持っておるわけでございます。

○有島委員 総額十九兆五千億円、こういうことになっておるようでありまして、大臣、環境整備についてはこの中でどのくらいの予算をお考えですか。

○菊池政府委員 総額十九兆五千億円の中の環境整備に幾らかという御質問でありますけれども、実はまだ五カ年計画の細部の点が確定いたしておりません。現在作業中でございます。総額はきまりましたけれどもその内訳がきまつておりませんので、実はまだここではつきり申し上げかねます。それからもう一つ、環境対策費というものの考えが、どこまで環境対策として御質問に答えたらいかがかわかりませんが、たとえばその中の騒音公害等も環境対策でございますし、いまこれは大臣も申されましたように緑をふやすというのも環境対策でございます。そのどの数字で申し上げたらよいかわかりませんが、たとえば緑の問題だけについて申し上げますと、今度の五カ年の総額といたしましては、五カ年計画の十九兆五千億の中に地方が単独でやる事業が入っております、こういう道路は直接環境対策云々とは関係がないかと思つたので、それをはずしますと十四兆三千億であります。その中のそういう緑に対する事業が七百億くらいにはなるのじゃないかと思つておりますけれども、これも先ほど申しましたように正確なものと数字がまだきまつておりませんので、もしばらくして五カ年計画が閣議で

きまるとはつきりいたします。もう一、二カ月先になればつきりすると思つた。

○有島委員 緑に関する部分だけ、おおむね七百億円と推定される、そういうお話でございますけれども、この環境整備の予算が大体総予算の中のどのくらいのパーセンテージを占めなければならぬか、そういうことについて、従来はそれじやどうであつたか、このことについて少し承つておきましようか。たとえば国道あるいは市町村道における街路樹の本数というのはキロ当たりどのくらいであるか。街路樹に使用している木ですね、これは値段にして幾らくらいになるか。

○菊池政府委員 たとえばいま直轄で管理しております国道の指定区間内六大都市について見ますと、たとえば四十八年度を例にとりますと、管理延長は約五百キロございます。そのうち歩道がある延長が延べで約八百キロございます。そこに街路樹として三万八千本ございまして、これはキロ当たりどのくらいになるか計算をいたしますと、そうするとキロ当たり三十本か四十本くらいになると思つた。それでそれに対する管理費が七千万円という数字が出ております。それから一本植えるのに大体五万円くらいの見当だろうと思つた。

○有島委員 キロ当たり八本とおつたのですか。

○菊池政府委員 キロ当たり四十本でございます。

○有島委員 局長に伺いますけれども、今度の第七次の五カ年計画におけるうたい文句からいまして、従来の国道とは非常にけた違いに緑をふやさないといけないといふことは当然でございます。それからグリーンベルトといふこともあります。従来の道路一キロあたりの緑の値段の占めるシェアといふものは、そのパーセンテージはどのくらいになっておりますか。

○菊池政府委員 実はこの歩道におきます植樹につきましても、歩道の幅がある程度ございせんかと植わらないわけでございます。先ほど申しまし

た歩道の延長というものは、歩道の幅が一メートル五十あるいは二メートルという幅の歩道もある延長でございまして、そういうところに木を植えるというごときはたいへんむずかしいわけでありまして。したがって、キロ当たり何本というごときは、その幅の狭い道路がたくさんある限りはそのキロ当たりを事実上植えることができませんので、ちょっと数字の比較にならないかと存じます。ただ、先ほど私申し上げるのを忘れてまして恐縮でございましたが、たとえば直轄の、歩道に街路樹を植える幅があつてまだ植えてないところが若干ございまして。それを数字を申し上げますと、たとえば三千五百キロぐらい街路樹を植える可能性のある幅の道路がございまして、そのうち現在二千七百キロ程度が木が植えてございまして。まだ残りの八百キロは木が植わってございせんので、これは今度の第七次の五カ年計画では積極的に植えていきたい。それから、これは現在の歩道についてでございまして、先ほど、たとえば次の五カ年で植樹をするのに七百億かかると思し上げましたけれども、これは木を植えるだけの費用でございまして、ところが実際に歩道の幅がある程度ないと植えられせんので、今後積極的に木を植えるとするば歩道の幅も従来より相当広くとらなければならぬと思ひます。そういうような幅を広げるのにもほんとうをいふと相当費用がかかるわけにございまして、直接費として七億と申し上げたので、そういう歩道の幅を広げるものまで入れますとまたさらに大きくなりますし、それから私も実は公害の対策あるいは環境対策ということをおぼせ考へまして、非常に幅の広い道路あるいは主要交通の道路が住宅地を通る場合には、できるだけグリーンベルトをつくつていきたいというようにも積極的に考へております。これはまだ実はいろいろ検討している最中ではございますが、できるだけそういうものが前向きに積極的にできるようにということで進めております。そうなりますとまたこの緑に対する費用というものが相当大幅にかかると思ひます。

○有島委員 いまの御説明では、七百億円というのは木を植えるだけの費用であつて、これがさらに大幅になるということは想定される、そういうお答えであつたように思ひます。——そちらはうなづいていらつしやるから、そうです。

そこで、環境庁来ていらつしやいますね。——交通公害と申しますか、排気ガス対策ですが、御存じのように、特に一酸化炭素というものはほとんどこれは自動車の排気ガスから出るといわれております。現在走っているのは、この資料では昭和四十六年度で一千八百九十八万四千台、約二千万台というふうな報告されておりますが、これだけの車が走つておりましたこの排気ガスの量が大体どのくらいになるのか。それからさらに、六十年程度になりましてこれが四千二百五十万台、こう推定されておりますが、この時点になりますとその排気ガスというものは路面及び路面の付近にどのくらい充滿するものであるか、これについて伺ひたい。

○山形(操)政府委員 ただいま先生の御質問の日本全体の総排気量の資料をいま持つてまいりませんでしてまことに申しわけございせんが、東京湾地区で大気汚染物質の発生源別の排出総量の計算をしたことがございまして。そのデータを申し上げますと、一酸化炭素は昭和四十五年で九十四万三千トンでございまして。それで五十年の予想データとして百八万二千トンになります。このデータしか持つてございせんので……。

○有島委員 それは東京付近だけに限っているわけですね。

○山形(操)政府委員 一都三県に限つたものでございまして。

○有島委員 一酸化炭素が土壌の中に住んでいるバクテリアによつて吸収されていくという研究が、これは昔からあります。これが実用化されるかどうかということについて、いま京都市の衛生研究所、またその他の機関で明らかにされております。このことはもう御承知であらうと私は思ひます。こうした既存の国道が三万二千キロ、歩

道が約一千万キロある。それがいまのところはもうほとんどコンクリートでもつて閉ざされておる。この道の中にグリーンベルトであるとか歩道であるとかいうように、可能な限り土化された面積をふやしていく、このことが非常に大切な問題になつていこうかと思ひます。公害の問題は当然その発生源を制限し規制していくということが第一番です。一番だけれども、これを吸収することが必要で、すでに、私たちの試算によりますと、東京でもつて一年間約五十万トンの一酸化炭素が自動車から出ている。これは燃料からの逆算であります。風で飛ぶものもあるでしょう。東京の国道、都道、おもな道にかりに大体一メートル幅のグリーンベルトをつけたといたしますね。そうするとこれは年間でもつて一酸化炭素を百万トンから始末できる。しかもこの土がしめつてまいりましてさらにその効果が倍加するという報告が出ております。これは知つていていただきたいことでありまして、もし御存じなければこれは大いに研究しなければならぬ問題じゃないかと思ひます。特にこれから二十兆かけてやるわけでありまして、これが大きな効果を持ち得るというところ、これは十分考慮に入れていただかなければならぬのじゃないかと思ひます。

それから、さつき環境庁でもつてまだ調査が中途はんばなデータしかないとおしやつたけれども、お歸りになつたならば、全部あるとすれば、これは当然第七次五カ年計画に付随して、こうした自動車がこれだけふえればこれだけの排気ガスが出る、これはどう始末しなければいけないか、そういうようなことはぜひとも考慮に入れていただきたい。環境庁のほうもよろしゅうございましてね。それから建設省のほうでも当然そのようにしていただきたいと思ひます。こういうことをもし考えないでやつたとしたらこれはたいへんなことだと実は心配していただけたのですけれども、いまやつてくださるというお返事だから……。

○金丸國務大臣 私はその学説は初めて聞きまして、非常に貴重な意見だと思ひます。いま道路局長と話したのですが、十分研究したいと思ひます。

○有島委員 それから次に、あまり時間がありませんから大臣に、街路樹及び芝生を込めて、コケも入れて、全部込めて緑といふものの、緑の効果というものについて、大臣は先ほどもちよつと申されまして、私は釈迦に説法じゃないかと思ひますけれども、いままでは山なんかの地くずれを防ぐという効果がございまして、これは都会に持つてきてもやはり水を保つ量は、一本の木にして大体四トンから五トンくらい根に水を保つわけです。木があるとなつてはいろんなことが、まず保温が違つてくる。夏は涼しく冬はあったかいということがございまして。それから空気の乾燥度合いが全く変わつてくるわけでありまして。それから火事のときに街路樹のあるところは逃げやすい。全くないところは、コンクリートでもつてきつちりなつた道というのは火が横に走るのですね。これは防災上きつめて重要な意味を持つわけなんです。

あるいは、樹木が排気ガスでもつて枯れるといううような説がございまして、これについて種々の実験がいま重ねられておりますが、排気ガスを相当多量にやらないと木は枯れないということがわかつた。確かに影響はこうむるけれども、木が枯れていくのは根に水がないからであります。これはきつめて単純なことなんです。いま都会の中の木はほとんど根に水がいかない方式になつておりますね。高いところに植えてあります。狭いところに、ますの中に植えてありますね。あれは昔、日本の国は雨がふく、雨が降つたらば早くその水を始末して、湿地帯にならぬようにしなければならぬ、そういう要請に従つて道路の構造、下水の構造ができていたわけなんです。昔の人たちは、いまこんなにコンクリート、アスファルトにおおわれてしまふというごときはだれ一人考へていなかったはずで、そのときの道路構

造令がいまやよりまかり通つておるわけですね。ですから下水はほんらんとする。どんなに下水の直径をふやしても、コンクリートで遮蔽された面が多くなりまうから、緑のないところが多くなりまうから、それに従つて下水はほんらんとする。この下水そのものを、チューブを大きくする。最初に申しました根の保水作用、こうしたことを特に都市計画の中に取り入れていかなければならない。そういうことを私は別な委員会でもつてやったことがあるのですけれども、大臣もそんなこと御承知かと思ひます。

それからもう一つ、葉っぱを調べてみますと重金屬を非常に吸つておる。普通、交差点なんかで鉛のPPMが五くらいあるということなんです。これは相当ひどいことなのでございますけれども、その木を調べてみますと二百から四百あるいは千というデイメンションでもつて吸つておるということが明らかにされております。木がないところというのは人間が吸うわけですね。木があるところは木が吸つていくわけですね。木は葉っぱを落とすわけですから。さんざん吸つて落つばを落とす。そういうような操作はわれわれはあまり知らなかった。鉄の粉に至っては一枚の葉っぱが何万PPMというものを吸つております。そういうことも、よく知つていらつしやることならいいのですけれども、もし万が一知らなかったら御研究いただきたいわけですね。

それからもう一つは、有害ガスをどんどん吸収するわけですね。さつき、酸素を出してくれる、それから炭酸ガスを吸ってくれるというお話がございました。そのほか有害ガスをやっばり吸収しておるのです。吸収してまいつてしまふということもあるけれども、まいるのは水が足りないからまいる、そのことが明らかになつてきたわけですね。それからもう一つ、ドライバーの人たちに聞きますと、街路樹のたくさんあるところに行くとき非常に気分がなごやかになるというわけですね。これも、こういった気分が鎮靜する、視覚的に何か

非常にいい感じがするというのは、本来われわれの生理作用に緑というものが非常にいい効果を保持しているがゆゑに、おそらく神経も視覚もそのように働くのであらう。

私はしろとながら思ひますけれども、こうした緑の効用ということについてよく御認識の上、いま七百億が最低であるといひましたけれども、少なくとも二十兆のうちの二兆円まで、一〇〇くらいは思ひ切つてこの予算をつけるべきではないか。これが新しい日本の国土づくりのきめ手になつていくのではないか、そのように思ふわけでありまう。では大臣から一言伺つておきまう。

○金丸國務大臣 貴重な意見を承りまして非常に感銘をいたしましたわけでございますが、非常に示唆に富んだお話で、十分研究して、その研究の結果必要というところが十分わかるということになりまうれば、予算の問題についてもひとつよく考へてみたい、こう思ひます。

○有島委員 林野庁に対して……。緑化の問題、分けて考えますと、都市の緑化ということと、それから市外地の山、農村、その緑化ということと、二つに分けられるかと思ふのです。都市の緑化につきましては積極的、都市公園を増設する、完備する、あるいは学校の緑化を進めるとか、あるいは道路の緑化をする、工場の緑化をする、そういうことになりまう。もう一つ、都市緑化の中で消極的なものといへば、いままであるものを枯れないようにする、そういうことにならうと思ふのです。それから市外地区についてはおもに用材の確保といひますか、植林ですか、そういうことが大ざっぱにいつて緑化の中の問題にならうかと思ふのです。

ここでお願いしたいことは、これからいへんな緑化ブームが起るであらう。一兆円の緑化産業が起るであらうなということがいわれてゐるわけですね。そこで、いま国道の緑化の問題が出ておりますけれども、この街路樹などの需給のバランスがどうなつておりますか。供給できる体制

が整つてゐるかどうか。国道の緑化に対してどのくらい要るのか。それは確保できるのかといううなことを協議なさつてゐるか、まだいらつしやらないか。その辺のことをお聞きしておきたい。

○松形説明員 お答え申し上げます。ただいま先生の御指摘がございましたように、都市緑化の部分と、私も二十数万ヘクタールずつ山に植林いたしておりますが、この二つに分類できるかと思ひます。したがつて、ただいま道路等についての緑化需要につきましては、全国的にいます。この生産体系につきましては、全国的に現在たいへんブームを呼んでおります。しかしながらきつめて客観的な生産体系がようやく緒についたといふような段階でございます。私どももこれから積極的な生産の指導ということに取りかかる段階でございます。しかし、この爆発的な緑の需要に対しましては、建設省と十分連絡をとりながら、需要に対応した生産指導ということとを心がけてまいらうに現在検討いたしておるところでございます。

○有島委員 重ねて聞きますけれども、最近の樹木の価格の暴騰はどのくらいになつてゐるか、キャッチしていらつしやいますか。

○松形説明員 お答え申し上げます。この価格の暴騰の度合いとか、どの樹種があるいはどういふ高さのものが、あるいはどういふ直径のものがという市況につきましては、私も十分詳細は承知いたしております。需要に對して生産が非常に追いつかない関係から暴騰しているという事実は承知いたしております。

○有島委員 いま国道の話をしておりますが、さつき建設省の局長さんのお話だと、植えるのに一本大体五万円するだらうと言つてゐるのです。そういうような話が出てゐるのです。それから東京都なんかでも、いままで大体一萬五千元から二万円ぐらゐのものを植えてゐるわけですね。これは林野庁なんかから考へたらびつくりするようなことだと思ふのです。ですから、国道の緑化をすることだけについても、ただ業者まかせにして

おくか、あるいは林野庁が一つの構想を立てて確保して、そうしてその値段がつり上がらないようにするか、この辺のところが大きな問題になる。同じお金でもつてたくさん植えられるか。やろうと思ひますけれども金が足りませんなんというところを建設大臣に言はせてはならないと私は思ふわけですね。その辺はどうですか。

○松形説明員 お答え申し上げます。ただいまお話がございましたように、緑化樹木の生産につきましてはたいへん長い期間、最低七、八年は要するわけでございます。したがつて、私も山引きと称しておりまうけれども、現在山に立つておる適当なる樹木を根回し等いたしまして、大体三カ年ぐらゐたちまして緑化樹として利用するべく準備をいたしております。

なお、先ほど申し上げましたように、需要と生産とがきつめてアンバラになつてゐるから値段が高いのだらうというふうには私も理解いたしております。その生産に対しましては現在計画的な生産を指導する必要もございまして、あるいは緑化樹の流通とかその流通面の合理化というふうなことがたいへん必要と思つております。したがつて、生産情報、需要情報等を収集分析し、あるいはそれらの技術的な指導をするために、四十八年度、大蔵等の理解を得まして、日本緑化センターというものをつくるべく準備いたしております。予算いたしましては二億政府が出すことになつております。現在この発足につきましては建設省と一緒にしましてこの設立準備を進めておる段階でございます。なお国有林等につきましては、直接山で生産いたします関係から、四十八年度は五億程度予算で五十三万本程度を生産する予定でございます。

○有島委員 事実上林野庁で聞いてきたのですけれども、従来林野庁でやつていらつしやるのは、都市緑化ということについては意識があまりなかったらしいということです。それで最近になりまして庁の職員さんを山に連れていつて、これは公害に強い木だとか、これは街路樹にも使える木だとか

いつて、それこそ、いまおっしゃったように何かチェックして係員に認識させたり、サンプルとして持ち帰ったり、その程度のことであつたらしい。私の知る限り、国土緑化、その中の重要部分である都市緑化、特にこうした道路の植樹ということについて、いままではほとんどゼロに近かつたのじゃないかと思われてもしかたがない程度であつたらしい。今度日本緑化センターというものができたそうで、建設省ともよく関連を持っておるといふことでございますけれども、建設省でもそうですか。

○吉田(泰)政府委員 都市緑化センターの設置につきましては、林野庁とかねてから打ち合わせを進めているところでございます。

○有島委員 重ねて申し上げますけれども、いま国道のことだけなしに各方面で緑化がたくさん行なわれていふと思ひます。値段がつり上がらないようにというのを特に厳重に申し上げておきたい。

それから、大蔵省の方来ていらつしやいますか。――いままで経過を聞いていらつしやつて、予算編成の段階で、第七次道路整備五カ年計画、この五カ年計画は環境整備に重点を置いた計画であるという触れ込みであつたわけですね。それで約二十兆円の予算が計上された、こうなつておる。いま聞いておられますと、その中身は何にもきまつておらぬ。そういうような状態で大蔵省というのには二十兆円のお金をほんと出すのですかね。これはごまかされて出しちやつたと言つちや悪いけれども、大蔵省の方針はそれでよいのですか。

○藤仲説明員 お答えいたします。

第七次道路整備五カ年計画の策定につきましては、これは今度の新経済計画、経済社会基本計画におきます公共投資の配分、その一環として一応十九兆五千億円という総額を決定された次第でございまして、これは今後五年間に実施すべき投資の額をきめたわけでございます。五カ年計画の場合、毎回同じでございますけれども、その具体的な内訳につきましては、先ほど建設省の道路

局長からお答え申し上げましたとおり、詳細な内容は現在建設省のほうで御検討中でございまして、私も協賛を受けまして、その具体的な内容を今後決定してまいり、そのような運びに相なつております。

○有島委員 ここにおられます渡辺理事がかつて文部省の政務次官でいらつしやつたときに、私、文部省の関係で緑化の問題を取り上げた。それで、政務次官のお計らいによつたのだと思つたのでございまして、学園緑化に二億円の予算がついたわけなんです。なかなかそれはたいへんなことであつたわけですね。わづか二億円、予算というところではたいへんなことになるのですね。大きなワケになりますとまかり通つてしまつて、その内容が趣旨に沿つていないか沿つていないかといふことはあと回しになつてしまふ。これはいかがかと思つたもので、私には質問いたしました。なお、いまずっと緑化の話になりましたけれども、学園緑化などのことについても、先ほどからお話を聞いていらつしやいまして、重要なことでございまして、まだ二億円というのを大蔵省のほうに御認識いただきたいわけなんです。ひとつそのほうもがんばつていただきたい。係は学校のほうと建設省のほうと違ひましようけれども、関連があることだと思ひますので一言だけ申し上げたい。

○藤仲説明員 いま先生から御指摘ありましたように、私の所管外のことも含んでございまして、その限りの答弁はごかんべんいただきますので、第七次道路整備五カ年計画の具体的な内容をきめるにあたりましては、先般来いろいろ御議論のありました点につきましては建設省道路局ないしは都市局とも十分御相談いたしまして、極力御趣旨に沿うように努力したいと思ひます。

○有島委員 もう時間もなくなつたようですが、日本住宅公団の事業計画の中で環境対策費、特に緑化の予算がどのくらいになつてゐるか、このことを伺つておきましよう。

○服部委員長 有島さん、住宅公団は呼んでおらないです。

○有島委員 それじゃ時間もありませんからこれは宿題にさしていただきます。大体その緑化の科目すらあまり明確になつていないという状態であるようですね。公団住宅が建つて、そのまわりの地価が暴騰するわけですね。それでなかなか自分の土地も買えない。そういったような状態になつてゐます。それから、都市環境の中でもつて食ひものや着物は困らないけれども、健康がむしろばまれているわけですね。まわりにやつぱり広場がほしいといふことです。住宅公団にせめて事業費の中でもつて緑化の位置づけをしっかりとつていただくといふことが、いまの道路と同じように非常に重要なことであらう、このことを御提案したかつたわけでございますが、それは委員長のほうからお計らいいただくようにいたしまして、私の質問をこれで終わります。大臣から一言……。

○金丸國務大臣 住宅局長から答弁すべきであります。きょう住宅局長がおりませんので……。緑化の問題につきまして、道路ばかりでなく、住宅も十分関係のあることでございまして、殺風景な住宅環境ではいかぬと思ひます。そういう意味で、ひとつその問題について鋭意努力いたします。緑化することに最善の努力をいたします。

○服部委員長 次回は、来たる九日金曜日午前十時理事会、午前十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十六分散会